

REPORT 2024



TOKYO BAY SHINKIN



東京ベイ信用金庫

お問い合わせ先

東京ベイ信用金庫 総合企画部 〒272-8603 市川市新田4-9-2 Tel.047 (703) 2113
ホームページ <https://www.bayshin.co.jp/>



この街が輝く**原動力**となる

CONTENTS

ごあいさつ	1
業績ハイライト	3
トピックス	5
東京ベイ信用金庫について	6
「安心」「安全」にお取引いただくために	22
資料編	32
開示項目一覧	52



ごあいさつ

平素は東京ベイ信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜わり、心よりお礼申し上げます。

地域の皆様に経営内容や様々な経営活動を知っていただくため、ディスクロージャー誌「REPORT 2024」を作成いたしました。ご高覧のうえ、当金庫への一層のご理解をいただければと存じます。

さて、令和5年度を振り返りますと、国内外で環境変化が進んだ一年でした。新型コロナウイルスの感染症法上の分類が「5類」に引き下げられ、飲食業や観光業を中心としたサービス消費やインバウンド需要の回復が進んだ結果、日経平均株価は4万円の大台を突破する等、国内経済は堅調に推移しました。一方、海外ではウクライナやパレスチナを巡る地政学リスクが顕在化し、資源価格が高止まりするとともに、欧米の中央銀行はインフレ鎮静化に向け金融引き締めを加速させました。その結果、内外金利差拡大が招いた急激な円安は輸入物価の上昇圧力となり、あらゆる分野で価格転嫁が進みました。

こうしたなか、当金庫は中期経営計画「未来」の最終年度を迎え、基本方針で定めた「Face to Faceへの『原点回帰』」、「内部管理態勢強化による『将来にわたる健全性』の確保」に取り組んでまいりました。

「Face to Faceへの『原点回帰』」では、事業者の経営課題がコロナ禍による売上減少から原材料や資材等の価格高騰へと変化するなか、信用金庫の原点である訪問活動強化による事業者との対面機会増加を図り、現状把握と課題解決に努めました。さらに、業界団体との連携により対面・オンラインの両面から研修メニューの充実を図り、若手担当者の経験値底上げや提案力向上を推し進めました。

「内部管理態勢強化による『将来にわたる健全性』の確保」では、マネー・ローンダリング関連規程類の整備を進めたほか、本店建替え事業をはじめ、これまでにない大きなプロジェクトに着手する等一定の成果を得ることができました。砂町支店（東京都江東区）については、令和6年5月にリニューアルオープンいたしました。

また、地域創生に向けた新たな取組として、「企業版ふるさと納税」を活用し、県内6市に寄附金を贈呈いたしました。

第97期決算につきましては、預金積金残高は前期末比91億円増加の5,935億円、貸出金残高は前期末比26億円増加の3,642億円となりました。また、金融機関の本業の収益力を示す業務純益は12億円、経常利益は17億円、当期純利益は12億円をそれぞれ計上いたしました。

なお、自己資本比率につきましては、前期より0.13%低下の9.41%となりましたが、国内基準である4%を引き続き大幅に上回り、高い健全性を維持しております。

令和6年度から、新たな3か年計画として、第7次中期経営計画「希望」がスタートしました。「希望」では、基本方針として、「エンゲージメント向上による職員と金庫の進化」、「Face to Faceを土台とした収益力の強化」、「環境変化への最適解を求めて」、「活力ある地域の創造に向けて」、「未来を見据えた店舗づくり」の5つを掲げ、実践することといたしました。

日本銀行によるマイナス金利政策が解除され、「金利のある世界」が到来し、日本経済はようやくデフレの状態から脱しようとしています。

当金庫は基本理念である「東京ベイエリアの発展」に立ち返り、パーパスに掲げた「この街が輝く原動力となる」の実現に向けて、皆様の声にさらに耳を傾け、お客様本位の業務運営に徹し、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

令和6年6月

理事長 酒井正平



令和5年度業績ハイライト

中期経営計画「未来」の最終年度である令和5年度は、2つの基本方針を掲げて活動してまいりました。

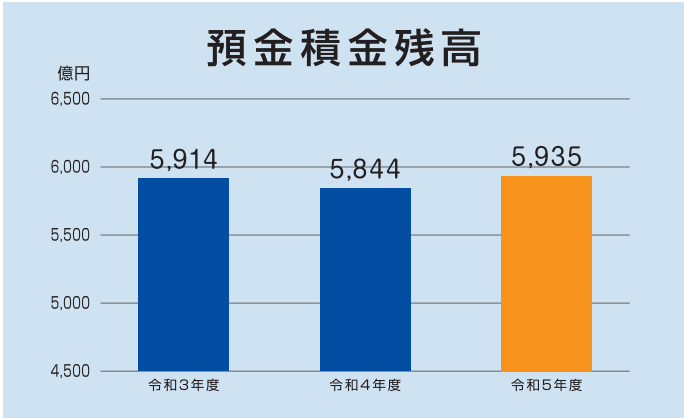
基本方針Ⅰ「Face to Faceへの『原点回帰』」では、事業者の経営課題がコロナ禍による売上減少から、インフレ、円安等に伴う原材料や資材等の価格高騰へと変化するなか、事業者との対面機会の増加を図り、現状把握と課題解決に努めました。

基本方針Ⅱ「内部管理態勢強化による『将来にわたる健全性』の確保」では、本店建替え事業をはじめとした大きなプロジェクトに着手したほか、地域創生に向けた新たな取組として「企業版ふるさと納税」を活用し、県内6市に寄附金を贈呈しました。

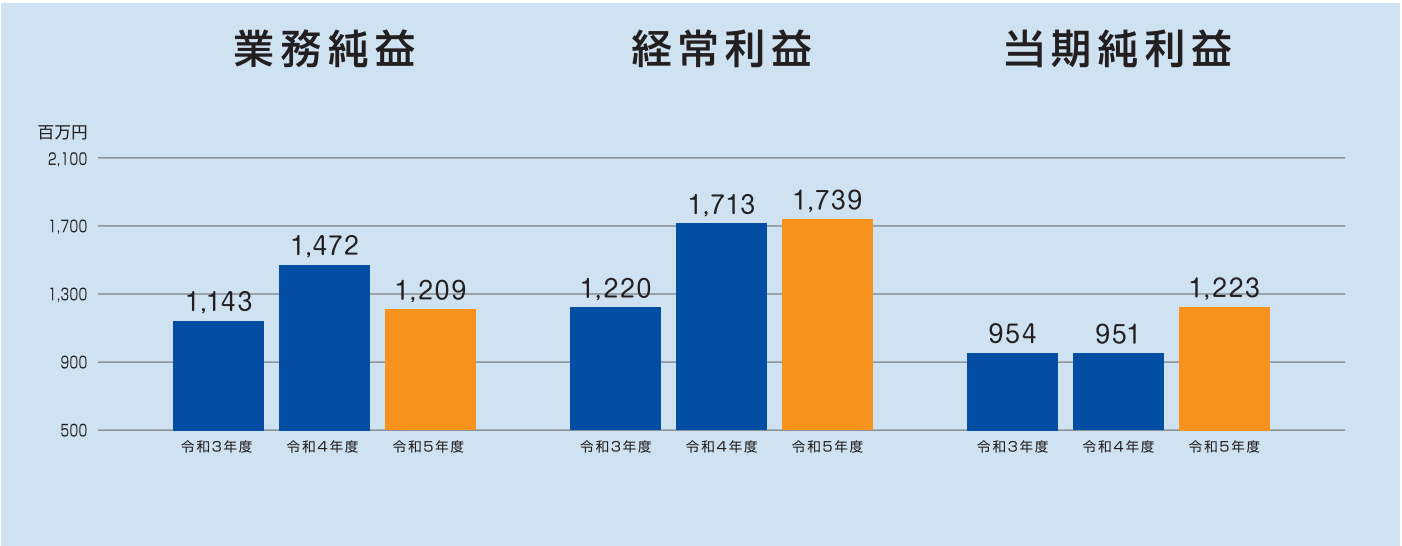
主要な経営指標3か年推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
預金積金残高	591,425	584,421	593,535
貸出金残高	359,929	361,536	364,232
有価証券残高	56,982	62,198	83,694
純資産額	26,157	26,246	27,920
総資産額（注）	675,180	665,520	653,530
経常収益	7,366	7,602	8,393
業務純益	1,143	1,472	1,209
経常利益	1,220	1,713	1,739
当期純利益	954	951	1,223
単体自己資本比率	9.23%	9.54%	9.41%

（注）残高・計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。



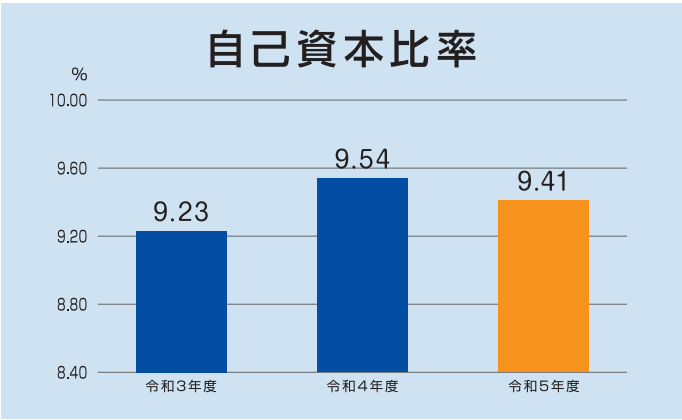
預金積金残高は、前期比91億円増加の5,935億円となりました。貸出金残高は、事業者の様々な資金ニーズに対応した結果、前期比26億円増加の3,642億円となりました。預金に占める貸出金の割合を示す預貸率は、61.36%となりました。



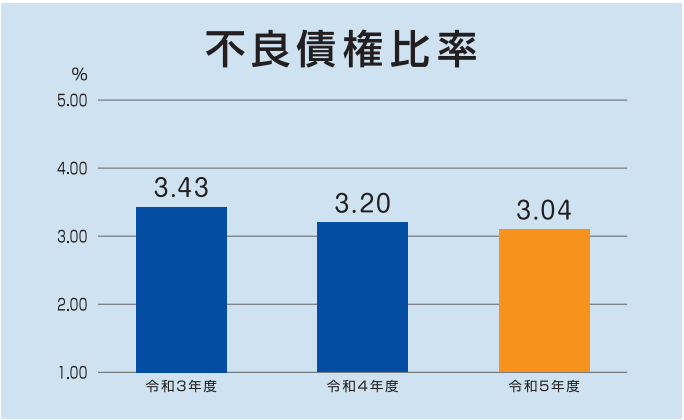
金融機関の主要な活動による利益である業務純益は、貸出金利息や有価証券利息配当金等の資金運用収益を積み上げた一方、さらなる市場金利上昇に備え含み損を抱える債券を売却した結果、前期比262百万円減少の1,209百万円となりました。

経常利益は、前期比25百万円増加の1,739百万円、当期純利益は、前期比271百万円増加の1,223百万円となりました。

今後も預金積金・貸出金を中心とした金融サービスの提供に徹し、地域のお客様に愛される信用金庫を目指してまいります。



自己資本比率は、金融機関の健全性を示す重要な指標の一つです。令和5年度末における自己資本比率は、前期比0.13%低下し9.41%となりましたが、国内基準である4%を大きく上回っており、お客様に安心してお取引いただける経営体力を保持しております。今後も自己資本の充実を進め、健全性をさらに高めてまいります。



不良債権比率は、前期比0.16%低下し3.04%となりました。外部機関と連携しながら、お客様が抱える課題の解決支援に積極的に取り組み、不良債権の発生防止と早期解消に取り組んでまいります。



令和6年度新入職員（令和6年4月1日）（22名）



市川市役所・ロングスプーン協会・日本大学学生と協働で「フードリボンプロジェクト促進活動」を実施しました。（令和5年8月～9月）



松戸支店、宮久保支店、江戸川台支店、城東営業部、砂町支店で防犯訓練を行いました。（令和5年11月7日、9日、15日、16日）



松戸市立松ヶ丘小学校「町はっけん」の受入を実施し、2年生が参加しました。（令和5年10月12日）



東海大学付属浦安高等学校中等部で「金融・防犯・防災教育講義」を実施し、学生133名が参加しました。（令和6年2月16日）



千葉県立市川高等学校で「金融キャリア教育」を実施し、生徒320名が受講しました。（令和5年10月13日）



砂町支店リニューアルオープンの記念セレモニーを行いました。（令和6年5月7日）



県内5信金共催「2023しんさん食の商談会 in CHIBA」を開催し、17先が参加しました。（令和5年10月24日）



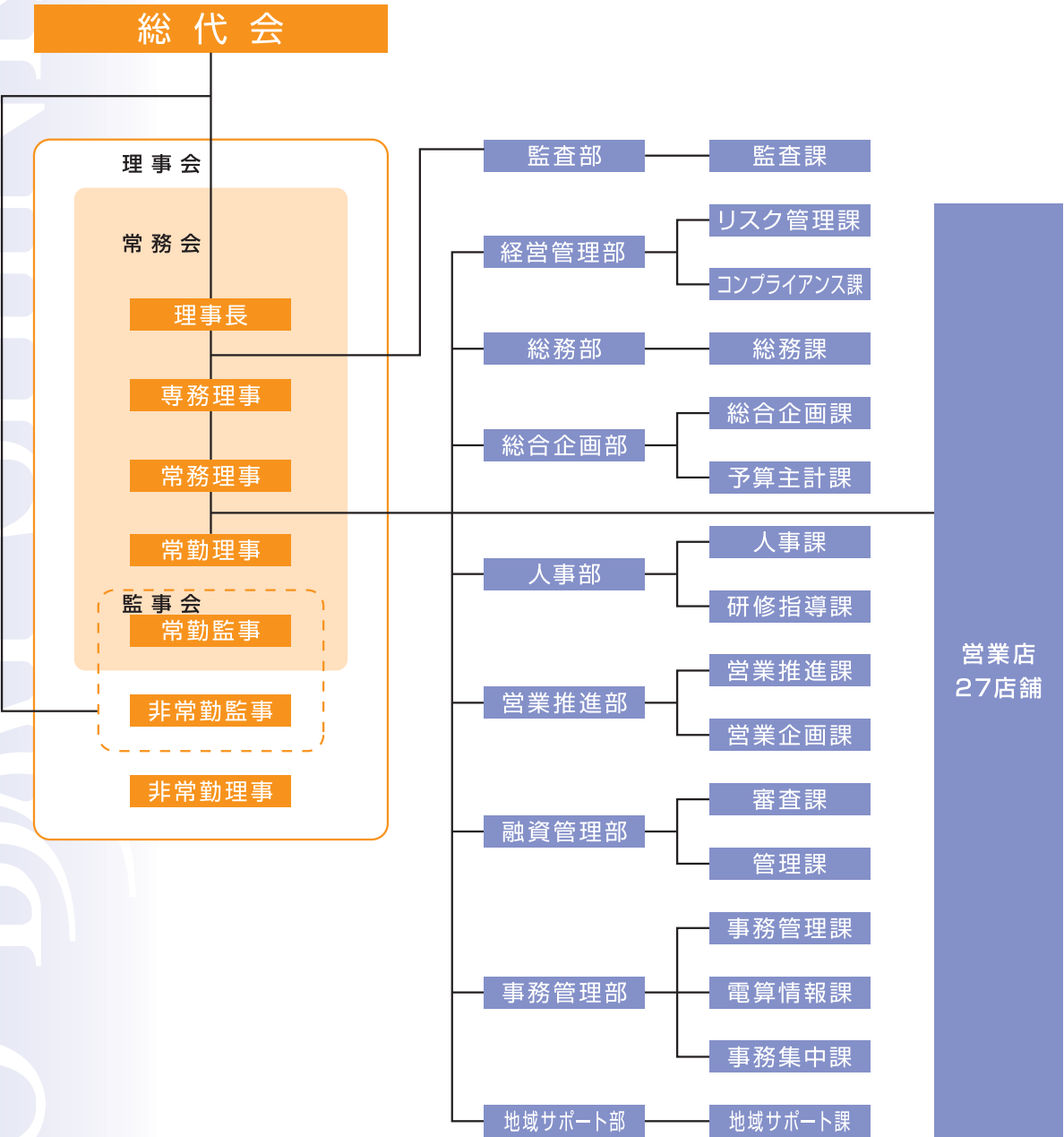
令和5年度業績評価表彰式で優績店舗および成績優秀者が表彰されました。（令和6年6月12日）



東京ベイ信用金庫について

組織図	7
沿革	8
店舗一覧	9
さまざまなニーズにお応えするために	11
SDGs宣言	15
地域の活性化のための取組の状況	16
中小企業の経営の改善のための取組の状況	17
各種手数料のご案内	19

組織図 令和6年7月1日現在



役員 令和6年7月1日現在

理事長 (代表理事)	酒井正平	常勤理事	佐藤秀史	理事	村岡 実 (※1)	常勤監事	白崎敏孝
常務理事 (代表理事)	三井一弘	常勤理事	大和田浩明	理事	中野 均 (※1)	監事	長尾由彦
常務理事 (代表理事)	浅沼宏行 (※1)	常勤理事	三橋幸一			監事	芦田真一 (※2)
		常勤理事	鈴木雅徳				

※1 常務理事 浅沼 宏行および理事 村岡 実、中野 均は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2 監事 芦田 真一は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

東京ベイ信用金庫のあゆみ

1928	昭和3年7月	有限責任市川信用組合として発足	2013	平成25年2月	電子記録債権サービス「でんさいネット」取扱開始
1943	昭和18年7月	市街地信用組合法施行による信用組合に改組	2013	平成25年9月	矢切支店・馬橋支店の駐車場拡張
1948	昭和23年11月	東京手形交換所へ加盟(代理交換)	2015	平成27年7月	地域サポート部の新設
1950	昭和25年4月	中小企業等協同組合法による信用組合に改組	2016	平成28年3月	女性渉外スタート
1951	昭和26年10月	信用金庫法による信用金庫に改組、名称を市川信用金庫と改める	2017	平成29年7月	日本銀行福島支店で日本銀行金融機構局金融高度化センター主催、「再チャレンジ支援・事業承継支援に関する地域ワークショップ」において当金庫の事例発表
1966	昭和41年5月	預金量100億円達成	2017	平成29年11月	関東地区信用金庫ロールプレイング大会出場(優勝)
1972	昭和47年12月	日銀当座取引開始	2018	平成30年3月	日本銀行松本支店で日本銀行金融機構局金融高度化センター主催、「再チャレンジ支援・事業承継支援に関する地域ワークショップ」において当金庫の事例発表
1973	昭和48年2月	東葛信用組合と合併、名称を市川東葛信用金庫と変更 預金量 407億円 店舗数 16店舗 役職員数 439名	2018	平成30年6月	全国信用金庫大会において、第21回信用金庫社会貢献賞「Face to Face賞」の表彰
1977	昭和52年4月	両替商業取扱開始	2018	平成30年11月	日本銀行本店で日本銀行金融機構局金融高度化センター主催、埼玉県内の信用金庫を対象とした「再チャレンジ支援・事業承継支援に関する地域ワークショップ」において当金庫の事例発表
1978	昭和53年11月	創立50周年記念式典挙行	2019	平成31年2月	人事部研修指導課の新設
1979	昭和54年10月	自営オンラインシステム稼働	2020	令和2年8月	大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォームと包括協定締結
1979	昭和54年12月	預金量1,000億円達成	2020	令和2年12月	東京ベイ信用金庫「SDGs宣言」を公表
1983	昭和58年4月	国債窓販取扱開始	2022	令和4年3月	「ちばSDGsパートナー」へ登録
1990	平成2年7月	全業態ODオンライン提携開始	2022	令和4年6月	総務部の新設
1994	平成6年3月	東京ベイ信用金庫CI発表	2022	令和4年11月	関東地区信用金庫ロールプレイング大会出場(優勝)
1994	平成6年5月	オンラインシステムを信金東京共同事務センターに変更	2022	令和4年12月	当金庫推薦の市川市「子どもたちの「食の環境」を守る取り組み」が信金中央金庫の創立70周年記念事業「SCBふるさと応援団」の寄附対象事業として採択 (信金中央金庫が市川市へ1,000万円を寄附)
1999	平成11年3月	郵貯ATMとの相互接続取扱開始	2023	令和5年3月	江戸川区しんきん協議会と江戸川区のカーボンマイナスに関する連携協定を締結
2001	平成13年3月	松戸信用金庫と合併 預金量 5,177億円 店舗数 43店舗 役職員数 728名	2023	令和5年8月～9月	「フードリボンプロジェクト促進活動」を市川市役所・一般社団法人ロングスプーン協会・日本大学学生と協働で実施
2001	平成13年10月	ホームページ公開 http://www.bayshin.co.jp	2023	令和5年10月	県内5信金共催「2023 しんきんの商談会 in CHIBA」を開催
2002	平成14年10月	「生命保険」窓口販売取扱開始	2023	令和5年12月	千葉商科大学「サービス企業セミナー」を千葉財務事務所と協働で実施
2008	平成20年3月	M&A仲介業務取扱開始	2024	令和6年2月～3月	「企業版ふるさと納税」を活用し県内6市に寄附金を贈呈
2009	平成21年6月	千葉県立現代産業科学館にて「省エネルギーセミナー」を開催	2024	令和6年3月	お客様旅行「春の伊豆旅 観音温泉 1泊2日」を実施
2010	平成22年5月	浦安支店 移転新装オープン	2024	令和6年5月	砂町支店 新装オープン
2011	平成23年4月	大島支店 新装オープン 船堀支店 新装オープン			

店舗のご案内

令和6年7月1日現在

東京ベイエリアに全27店舗。
心のこもった金融サービスで、
お客様の豊かな生活をサポートします。



1 本店(仮店舗)
市川市市川1-6-19
047(326)1111



5 宮久保支店
市川市宮久保3-2-9
047(371)3471



13 江戸川支店
流山市江戸川台東2-21
04(7154)3111



17 松戸栄町支店
松戸市栄町4-247
047(365)4121



42 砂町支店
江東区東砂6-12-7
03(3644)4108



48 高根支店
船橋市芝山6-1-1
047(463)1441



65 我孫子支店
我孫子市本町3-9-10
04(7182)2151



2 八幡支店
市川市八幡2-4-5
047(334)2511



3 野田支店
野田市野田351
04(7125)3111



14 柏支店
柏市中央1-8-15
04(7164)1515



18 北柏支店
柏市根戸467-142
04(7132)1151



46 大島支店
江東区大島7-22-16
03(3681)6126



50 西葛西支店
江戸川区西葛西6-10-11
03(3675)2211



66 六実支店
松戸市六実3-6-5
047(388)2261



4 行徳支店
市川市行徳駅前1-22-17
047(357)2111



11 矢切支店
松戸市下矢切69-4
047(363)7171



16 関宿支店
野田市東宝珠花233
04(7198)0111



20 大野支店
市川市大野町2-1414-1
047(338)1111



44 船堀支店
江戸川区船堀3-7-5
03(3680)3551



61 松戸支店
松戸市仲井町2-139
047(368)2121



67 八柱支店
松戸市常盤平陣屋前7-1
047(388)1801



4 浦安支店
浦安市猫実5-18-16
047(351)2151



12 流山支店
流山市流山1-257
04(7159)3311



16 沼南支店
柏市大島田128-1
04(7191)2161



11 城東営業部
江東区大島4-7-1
03(3685)2311



45 豊洲支店
江東区豊洲4-1-23
03(3531)9621



68 馬橋支店
松戸市馬橋1890
047(341)2151



● 店舗外ATM
本店南出張所
市川市新田4-9-2

※ 番号は「店舗番号」です。

さまざまなニーズにお応えするために、各種商品・サービスを取り揃えています。

預金業務

お客様の大切なお金を将来の生活設計、事業計画等に合わせ、お使いになる日まで安全・確実にお預かりします。

お財布代わりにご利用いただける普通預金、お利息の有利な定期預金、資産形成に便利な定期積金・財形預金等様々な預金商品を取り揃えています。

融資（ローン）業務

地域の皆様の資金ニーズに幅広くお応えできるよう数多くの商品・サービスをご用意しています。地元企業の皆様には事業の安定や発展のための運転資金・設備資金および各種制度資金、個人の皆様には住宅資金や教育資金、各種消費者ローン等で豊かな生活の実現を応援しています。また、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資業務の代理を行っています。

為替業務

全国各地の金融機関への資金の送金や振込、手形・小切手の代金取立等の業務を金融機関のオンラインネットワークを通じて、迅速に対応しています。また、パソコンやスマートフォン等を利用して振込等ができる「インターネットバンキングサービス」も取り扱っています。

保険の募集業務

各種保険等の募集業務により、お客様の幅広いニーズにお応えています。損害保険代理店として、「標準傷害保険」「住宅ローンの対象となる長期火災保険」「債務返済支援保険」「業務災害補償保険」「総合賠償責任保険」「個人用火災総合保険」、生命保険代理店として、「医療保険」「がん保険」等を取り扱っています。

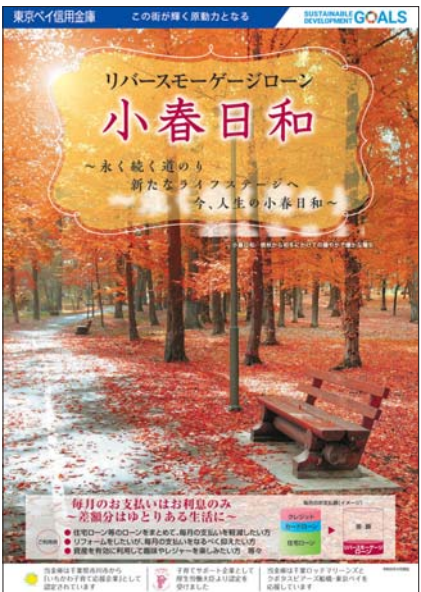
その他の業務

その他にも次のような業務を行っています。

- ・有価証券投資業務　・公共債の窓口販売業務　・債務保証業務　・保護預かりおよび貸金庫業務
- ・有価証券の貸付　・公共債の引受　・両替　・振替業　・電子債権記録業に係る業務
- ・共済募集業務　等



宝くじ付定期預金「夢定期」



リバースモーゲージローン「小春日和」



4色の年金定期預金

預金業務

令和6年7月1日現在

商品名	期 間	預入れ金額	内 容 ・ 特 色
総合口座 (決済用総合口座)	出し入れ自由	1 円以上	貯める、ふやす、使う、借りる… 一冊の通帳に便利な普通預金、有利な定期預金または貯める定期積金、さらに自動融資をセットした預金です。

当座預金	出し入れ自由	1 円以上	小切手や手形でのお支払いができる預金です。商取引にご利用ください。
普通預金 (決済用普通預金)	出し入れ自由	1 円以上	いつでも出し入れが出来るサイフがわりに、給与・年金等の受取に、公共料金の自動支払いに、色々ご利用いただけます。
スーパー貯蓄預金	出し入れ自由	1 円以上	お預入れ残高に応じた金利がつく預金です。自由にお預入れ、お引出しができ、キャッシュカードもご利用できます。
納税準備預金	入金随時、 引出は納税時	1 円以上	納税資金にご利用いただけます。お利息は非課税です。
通知預金	7日以上	1 万円以上	まとまったお金の一時的運用に適しています。

スーパー積金	1,2,3,4,5年	1,000円以上	将来に備え目標額と期間を定め、毎月の月掛で計画的に資金を蓄えるのに最適です。
利息分割受取型 定期預金	1,2,3,4,5年	100円以上	プランに合わせて、1か月・2か月・3か月・4か月・6か月のいずれかの月ごとにお利息を受け取ることができる定期預金です。
積立定期預金	1年～15年	100円以上	好きな時に、好きな金額をお積立でできます。
期日指定定期預金	1年～3年	100円以上 300万円未満	利息が利息を生む1年複利のお得な預金です。 お預けいただいてから1年以上たちましたら、満期日を指定していつでも引出せます。
スーパー定期	1か月～5年	1 円以上	市場金利に応じた有利な利率で運用できます。
大口定期預金	1か月～5年	1,000万円以上	
変動金利定期預金	1年～3年	100円以上	預入日から6か月毎に、その時点での利率にもとづいてお利息が計算され有利に運用できます。

譲渡性預金	2週間～2年	1,000万円以上	満期前に譲渡可能な預金、大口余裕資金で短期運用にご利用ください。
-------	--------	-----------	----------------------------------

財形年金預金	5年以上	100円以上	将来の年金資金を貯める預金です。	合算で元本550万円 まで非課税です。
財形住宅預金	5年以上	100円以上	マイホームの資金づくりを目的とする預金です。	
一般財形預金	3年以上	100円以上	使い道の自由な預金です。課税扱いとなりますが、持家、進学融資の特典が受けられます。	

取引時確認について

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、窓口等において取引時確認を行っています。

何とぞご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

取引時確認が必要なお取引、取引時確認で確認させていただく事項、窓口等でご提示いただく確認書類等につきましては、窓口にお問い合わせいただくか、当金庫ホームページ内の「重要なお知らせ」をご覧ください。



年金・退職金のお受け取りは「東京ベイ信金」へ

融資（ローン）業務

令和6年7月1日現在

商品名	期 間	融資金額	内 容 ・ 特 色
個人ローン	10年以内	500万円以内	あなたのライフビジョンの資金や急な出費にご預金はそのままにして、夢の実現をお手伝いします。
フリーローン	10年以内	500万円以内	
フリーローン<ジャスト1>	10年以内	500万円以内	
フリーローン<虹空>	10年以内	500万円以内	
多目的ローン<With>	10年以内	500万円以内	
カーライフプラン	15年以内	1,000万円以内	様々な目的型資金にご利用いただけます。
教育プラン	16年以内	1,000万円以内	マイカーの購入、車検・修理費用、アクセサリーから免許取得まで車に関する資金にご利用いただけます。
			私立小・中学校、高校から大学院まで入学費用や進学費用等にご利用いただけます。
			教育関連資金の借換資金にもご利用いただけます。
			教育カードローンも取扱っております。
住宅ローン(しんきん保証基金)	40年以内	1億円以内	自宅の購入、買替、増改築等住まいにかかる資金にご利用いただけます。
住宅ローン(全国保証)	40年以内	1億円以内	
無担保住宅ローン	20年以内	1,500万円以内	
空き家解体ローン	20年以内	500万円以内	
住宅サポートローン	40年以内かつ住宅ローンのお借入期間以内	500万円以内	
住宅サポートローンワイド	20年以内	500万円以内	当金庫の住宅ローン（有担保）のご利用者様専用のローンです。
リフォームプラン	15年以内	1,000万円以内	住宅購入後のライフイベントにおける様々な資金ニーズにご利用いただけます。
不動産担保ローン	25年以内	3,000万円以内	資金は自由にご利用いただけます。
	35年以内	1億円未満	不動産の購入、修繕・改築、ローンの借換等にご利用いただけます。
リバースモーゲージローン(小春日和)	終身	1億円以内	資産を有効利用した豊かな生活の実現をお手伝いします。
シニアライフローン	10年以内	100万円以内	年金をお受け取りになっている方の夢の実現をお手伝いします。
福祉プラン	10年以内	500万円以内	介護を要する方の日常便宜を図る機器購入費用等にご利用いただけます。
カードローン	3年(原則として自動更新)	※300万円以内	キャッシュカードと同じ操作でATMからスピーディにご利用いただけます。
// <きゅすする500>	3年(原則として自動更新)	※500万円以内	
教育カードローン	5年以内	500万円以内	
国の教育ローン(代理貸付)	18年以内	350万円以内	高校・大学等への進学に低利な国の制度融資をご利用いただけます。

※カードローンについては、貸越極度額となります。

商品名	期 間	融資金額	内 容 ・ 特 色
割引手形	期間、融資金額等については窓口へご相談ください。	100万円以上 2,000万円以内	一般商業手形・電子記録債権の割引をいたします。
手形貸付			仕入資金等短期運転資金をご融資いたします。
証書貸付			設備資金等長期の資金をご融資いたします。
当座貸越			約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。
事業者カードローン	1年または2年	100万円以上 2,000万円以内	信用保証協会の保証を受けられる法人・個人の事業を営む方がご利用いただけます。
不動産担保ローン	15年以内	1億円未満	事業性資金にご利用いただけます。
	35年以内	1億円未満	収益不動産の購入、修繕・増改築、不動産購入資金の借換等にご利用いただけます。
千葉県・東京都各市・区の制度融資	詳しくは窓口へご相談ください。		原則として信用保証協会の保証が受けられる中小企業者の方がご利用いただけます。
信金中央金庫(代理貸付)	固定10年以内 変動30年以内	30億円以内	当金庫の会員で事業を営む法人・個人の方の設備、運転資金等にご利用いただけます。
その他の代理貸付	詳しくは窓口へご相談ください。		その他の代理機関としては株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人住宅金融支援機構等がご利用いただけます。

商品ご利用にあたっての留意事項

- それぞれの商品につきましては、その内容や規定をよく確認のうえ、ご不明な点がございましたら当金庫の窓口や職員にお申し出ください。
- ローンの種類によりましては、本人であることを証明するもの（運転免許証、個人番号カード等）、所得を証明するもの（源泉徴収票、公的収入証明等）、ご利用目的を証明するもの（見積書等）等をご提出いただくことがあります。
- また、審査の結果お客様のご希望に添えない場合がございます。
- ローンのご利用にあたりましては、ご利用残高等に注意され、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。
- 商品ご利用にあたり、個人情報の利用目的の同意書をいただく場合がございます。

サービス業務

令和6年7月1日現在

種 類	内 容 ・ 特 色
送金・振込	当金庫本支店間をはじめ全国各地の金融機関のご指定口座にお振込みができます。
手形・小切手の取立	手形・小切手等のお取立てができます。
給与振込	給料、ボーナスが自動的に指定口座に振込まれます。
自動受取	年金、配当金等のご指定の預金口座に自動的に振込まれます。
自動支払	公共料金や各種税金、保険料、クレジット料金等を預金口座から自動的にお支払いいたします。
Pay-easy（ペイジー）	による口座振替受付サービス等もご利用いただけます。
為替自動振込	振込先を登録していただくことで、お客様のお手数を省略できるサービスです。
ホームバンキング	オフィスやご家庭に居ながら端末機を利用してご自身で預け替え・振込・残高照会ができるサービスです。
ATM振込	窓口での振込より振込手数料がお得となっています。
	決まった振込先のある方には、次回のATM操作がさらに簡略できる「振込カード」を発行いたします。
歳入金・公金収納	各種税金や公金の収納をご利用いただけます。
診療報酬	医療機関の社会保険・国民健康保険診療報酬を、ご指定の口座にお振込みいたします。
アンサーサービス	預金口座への振込や残高等のお取引内容を電話やファクシミリにより自動的にご通知したり、ご照会にお答えします。
しんきん自動集金サービス	地元や全国各地にあるお客様のお取引先からの集金（代金回収等）を自動的にを行い、お客様の口座に一括してご入金いたします。
一括支払いシステム	売掛金の自動入金や、割引手形にかわる当座貸越資金をご利用いただけます。
株式払込	会社設立や増資の株式払込金の受入をいたします。
公共債窓口販売	長期利付国債、中期利付国債等の窓口販売をいたします。
キャッシュカード	全国の信用金庫および銀行等でご預金のお引出し等ができます。
	また、土日・祝日にもATMでお引出しおよび残高照会等がご利用いただけます。
貸金庫	預金証書、有価証券、貴金属、権利証等の貴重な財産を安全にお預かりいたします。
夜間金庫	営業時間終了後の売上金等をお預かりし、翌営業日にご指定口座に入金いたします。
しんきん経営者年金	東京ベイ経営者協議会の企業会員の役員および個人事業主を対象とした年金制度です。
テレホンバンキング	キャッシュカードの暗証番号と10桁の会員番号登録で、振込・振替の他残高照会等のサービスがご利用いただけます。
インターネットバンキング	パソコンやスマートフォン等を使用して振込・振替の他残高照会・取引履歴照会・税金・各種料金の払込サービス等がご利用いただけます。
でんさいネット	手形・振込に代わる新たな決済手段で、電子記録債権をインターネットを通じて電子的に記録することで利用できるサービスです。
デビットカード	キャッシュカードで全国のデビットカード加盟店でそのままお買物ができます。（一部の加盟店でご利用できない場合があります。）
保険募集	生命保険 医療保険、がん保険等の販売を行っております。
	損害保険 標準傷害保険、住宅ローンの対象となる長期火災保険・債務返済支援保険、業務災害補償保険、総合賠償責任保険、個人用火災総合保険等の販売を行っております。
しんきんの共済制度	中小企業の法人や個人事業主を対象とした共済制度で、少額の会費で幅広い用途にご利用いただけます。
即時口座振替サービス	電子マネーのチャージ（入金）やオンライン決済サービスの支払がご利用いただけます。
しんきん通帳アプリサービス	スマートフォン内で通帳履歴を閲覧いただけます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

東京ベイ信用金庫「SDGs宣言」

当金庫は、令和2年12月に東京ベイ信用金庫「SDGs宣言」を公表いたしました。
相互扶助の理念に則り、「人」・「地域」・「環境」の3つを重要なテーマとして、持続可能な社会の実現に向け、「一緒に考えて行動」してまいります。

ちばSDGsパートナーへの登録

「ちばSDGsパートナー登録制度」は、県内企業等におけるSDGs推進の機運を醸成するとともに、具体的な取組を後押しするために千葉県が創設した制度です。
令和4年3月23日、当金庫は登録番号468として、ちばSDGsパートナーの登録を受けました。



1. 人のことを一緒に考えて行動する



- 主な取組内容
- 金融キャリア教育の実施
 - インターンシップの実施
 - 職場体験の実施
 - 女性の活躍推進
 - ワークライフバランスの充実
 - 「くるみん」認定の取得
 - AEDの全店設置
 - 特殊詐欺の撲滅に向けた取組



2. 地域のことを一緒に考えて行動する



- 主な取組内容
- 大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム
 - ビジネスマッチング／商談会
 - 事業承継・M&A支援



大学コンソーシアム市川共通講義「市川学」を大学コンソーシアム市川参画の5大学に対し実施しました。

3. 環境のことを一緒に考えて行動する



- 主な取組内容
- 再生可能エネルギー利用計画への資金融資
 - クールビズ・ウォームビズの実施
 - ESG債への投資
 - SDGs私募債の取扱
 - 環境に配慮した預金商品・融資商品の企画
 - カーボンマイナスに関する連携協定締結



しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」贈呈式を行いました。

東京ベイ信用金庫と地域社会

～この街が輝く原動力となる～

地域経済活性化への取組

当金庫は、東京ベイエリアを営業地区として、地元中小企業者や住民が会員となり、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強いネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に寄与しています。
令和5年度は、コロナ禍も落ち着き、対面で行われる催しやセミナーが増え、今まで以上に、地域経済の活性化支援に取り組んでまいりました。今後も継続的に地域経済の課題解決と持続的発展に資する活動に注力してまいります。



地域の活性化や金融教育、文化的・社会的貢献に関する取組

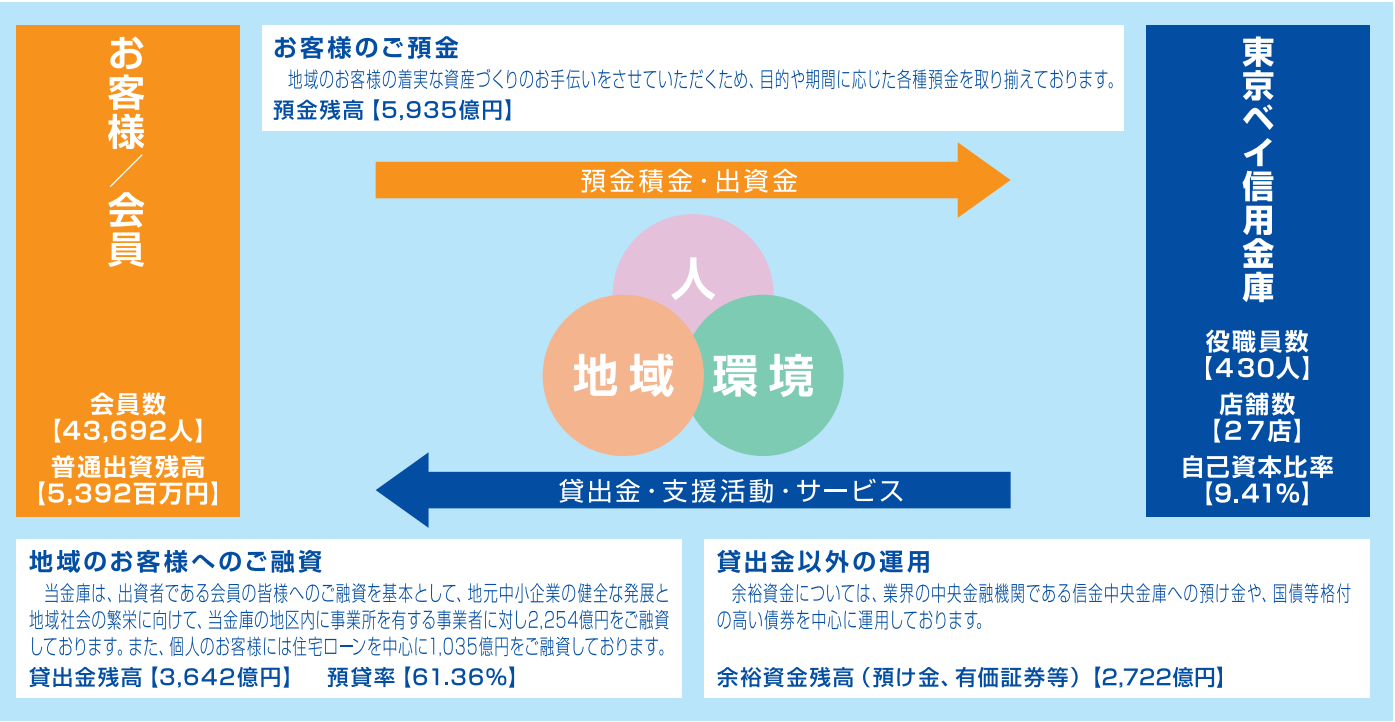
当金庫は、地域貢献活動の一環として関係機関等と協働し小中学校、高校、大学、社会人に向けた「金融キャリア教育」を継続的に実施しています。また、地域経済活性化策としてビジネスマッチング等にも積極的に取り組んでいます。

- 地域との協働による金融キャリア教育の実施
- 市川商工会議所「新入社員教育講習会」実施
 - 大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム共通科目「市川学」実施
 - 千葉商科大学「サービス企業セミナー」「企業実践知応用」「ビジネス探求」実施
 - 千葉県立市川昂高等学校「金融キャリア教育」（関東財務局千葉財務事務所・千葉県警察生活安全部との協働実施）
 - 東海大学付属浦安高等学校中等部「金融・防犯・防災教育講義」（関東財務局千葉財務事務所・千葉県警察生活安全部・浦安市等との協働実施）
 - 公立小・中学校・私立中学校における職業体験学習実施（一部市川警察署・行徳警察署・浦安警察署との協働実施）

- ビジネスマッチング
- 県内5信用金庫共催「2023しんきん食の商談会 in CHIBA」開催
 - 「千葉県よろず支援拠点」動画セミナー共催
 - 市川商工会議所連携「おもてなしギフトショップ」開店支援
 - 信金中央金庫運営ビジネスマッチング・サイト「しんきんコネクト」商談支援
- 地方公共団体・商工会議所・外部機関等との連携
- 市川市内5大学から成る「大学コンソーシアム市川」と市川市、市川商工会議所が連携包括協定を締結する「大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム」と包括協定締結
 - ちばソーシャルビジネス支援ネットワーク「ソーシャルビジネス相談会」実施
 - 東京都政策企画局「こどもスマイルムーブメント」参画
 - 千葉県「ちばSDGsパートナー」登録
 - 江戸川区しんきん協議会と江戸川区のカーボンマイナス推進に関する連携協定締結

- 文化的・社会的貢献活動の実施
- 企業版ふるさと納税を活用した当金庫の営業店がある自治体（不交付団体除く）への寄附金贈呈

- 募金・献血活動
- 「信用金庫の日」キャンペーンを通じた募金・献血活動



中小企業の経営の改善のための取組の状況

経営支援に関する取組方針

当金庫は、平成15年度からお取引先企業に対する経営相談・経営支援機能の強化に取り組んでまいりました。
お取引先企業が主体的に経営改善に取り組めるように、様々な公的支援機関、コンサルティング会社等と連携しています。今後も地域の活性化に向け、お取引先企業の経営課題の解決に向け態勢整備を進めてまいります。

お取引先企業の経営課題の解決に向けた当金庫の取組

事業承継塾
令和4年度からお取引先企業に対し、全5回コースで事業承継について学び、事業承継計画を策定いただく「事業承継塾」を開催しています。
令和5年度は柏支店と本部棟で開催し、12先のお客様に参加いただきました。事業承継にあたって必要となる経営承継の基本知識、資産承継、後継者選定について等の講義に加え、専門家とマンツーマンでの承継課題の把握、事業承継計画の策定が行われました。



事業承継相談会、千葉県産業振興センターとの同行訪問
平成29年度から千葉県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、経営者が円滑に事業を引き継いでいただくための「事業承継相談会」を開催しています。お取引先ごとの個別相談を実施し、令和5年度は17先に事業承継の課題解決策を提案しました。
また、千葉県産業振興センターのアドバイザーとの同行訪問により、令和5年度は39先の事業承継の取組状況を確認し、課題解決に向け対応しました。

経営支援会議
平成15年から実施している経営支援会議は、当金庫と顧問契約を結ぶ外部専門家（弁護士、公認会計士、中小企業診断士、司法書士、不動産鑑定士）が、お取引先企業の課題解決のため議論を交わしています。令和5年度は6回開催し、17先の経営課題解決に取り組みました。専門家に直接相談できる貴重な機会であることから、会議に参加いただいたお客様からは感謝の声をいただいています。

「経営革新等支援機関」としての取組
当金庫は「経営革新等支援機関」に認定されており、認定支援機関（または認定支援機関と連携する金融機関）として補助金申請に取り組んでいます。「事業再構築補助金」等の申請に向けた計画案を助言・提案し、令和5年度は4先の申請を支援しました。
また、経営改善に取り組むお取引先企業10先の経営計画策定に関わりました。経営計画策定後も当金庫職員による定期的な面談を実施しています。
経営支援に対するニーズの専門化・多様化に対応するため、中小企業診断士やファイナンシャル・プランナー（FP）の資格取得に取り組んでいます。審査や支援策等について随時研修を行い、次世代の職員を養成しています。

よろず支援拠点サテライト相談所の継続実施
平成27年から千葉県よろず支援拠点および東京都よろず支援拠点と連携してサテライト相談所を開設し、お取引先の様々な経営課題へのアドバイスや解決に努めています。
令和5年度は、オンラインで実施し、87先のお客様にご利用いただきました。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたくうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はおお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組
当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。
なお、令和5年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は661件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は20.79%、保証契約を解除した件数は123件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）は0件です。

金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

1. 取組方針
地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。
当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。
2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備
当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。
（1）金融円滑化管理方針などの策定
（2）金融円滑化管理責任者の選任
（3）営業店における金融円滑化管理担当者の配置
（4）お客様のサポート体制の構築
3. 他の金融機関等との緊密な連携
当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

手数料のご案内

令和6年7月1日現在

ATM入出金手数料【1回につき（消費税込み）】

曜日別 手数料	ご利用時間	当庫オンライン		信金オンライン		ゆうちょオンライン		MICSオンライン		CAFISオンライン (提携クレジット)	
		出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金
平 日	8:00～ 8:45	無 料	無 料	110円	110円	220円	220円	220円	220円	無 料	無 料
	8:45～18:00			無 料	無 料	110円	110円	110円	110円		
	18:00～19:00			110円	110円	220円	220円	220円	220円		
	19:00～21:00					220円	220円	220円	220円		
土曜日	8:45～ 9:00	無 料	無 料	110円	—	220円	—	220円	—	—	—
	9:00～14:00			無 料		110円		110円		無 料	無 料
	14:00～17:00			110円		220円		220円		110円	無 料
日曜・祝日	8:45～ 9:00	110円	無 料	110円	—	220円	—	220円	—	—	—
	9:00～17:00									110円	無 料

※ 「—」の部分はご利用できない時間帯です。
※ ご入金できない提携金融機関もあります。詳しくはカードを発行された提携金融機関にお問い合わせください。
※ 当金庫キャッシュカード・ローンカードは1口座あたり1日のご利用限度額は50万円までとなります。（ただし、ご利用限度額をお届けいただいている場合は、その限度までとなります。）
※ お取扱時間は、お取扱場所によって異なることがあります。詳しくは店頭窓口までお問い合わせください。

為替・振込手数料（1件につき）

区 分	種 類	金額の区分	手数料(消費税込み)	その他参考となる事項(消費税込み)
窓口振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	330円	会 員 220円(注1)
		5万円以上	550円	会 員 330円(注1)
	当金庫本支店宛	5万円未満	330円	会 員 220円(注1)
		5万円以上	550円	会 員 330円(注1)
	他行宛	文書扱	5万円未満	会 員 660円
			5万円以上	会 員 660円
		電信扱	5万円未満	会 員 660円(注1)
			5万円以上	会 員 660円(注1)
自動機（ATM） 振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	110円	会 員 無 料(注2)
		5万円以上	330円	会 員 無 料(注2)
	当金庫本支店宛	5万円未満	110円	会 員 無 料(注2)
		5万円以上	330円	会 員 110円(注2)
	他行宛(電信扱)	5万円未満	440円	会 員 440円(注2)
		5万円以上	660円	会 員 440円(注2)
テレホンバンキング 振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	無 料	会 員 無 料
		5万円以上	無 料	会 員 無 料
	当金庫本支店宛	5万円未満	220円	会 員 無 料
		5万円以上	440円	会 員 220円
	他行宛(電信扱)	5万円未満	550円	会 員 550円
		5万円以上	770円	会 員 550円
送金手数料	当金庫本支店宛		550円	
	他行宛(普通扱)		880円	
HB (ホームバンキング) 振込手数料	当金庫同一支店宛		無 料	
	当金庫本支店宛		無 料	
	他行宛(電信扱)		495円	
IB (インターネットバンキング) 振込手数料	当金庫同一支店宛	5万円未満	無 料	会 員 無 料
		5万円以上	無 料	会 員 無 料
	当金庫本支店宛	5万円未満	110円	会 員 無 料
		5万円以上	330円	会 員 110円
	他行宛(電信扱)	5万円未満	275円	会 員 165円
		5万円以上	440円	会 員 330円
為替自動振込手数料	振込開始日が令和5年3月以前のご契約のお客様	口座振替料(年額)	660円	
	振込開始日が令和5年4月以降のご契約のお客様	手数料(1回につき)	55円	
	振込手数料 1回につき			窓口振込手数料と同じ
給与振込	窓口扱いの給与(賞与)振込	当金庫宛	無 料	※資金受入期限(指定日の2営業日前まで)を過ぎて
		他行宛	110円	受付をした場合は、通常の振込手数料となります。
	法人・個人事業主向けインターネットバンキングの給与(賞与)振込		無 料	
代金取立手数料	電子交換		880円	※即日入金処理する手形・小切手等は、無料となります。
	個別取立		1,100円	※電子文書所に参画しない金融機関の手形・小切手等郵送対応等が必要となるもの

(注1) 視覚障がい者の方が窓口でお振込の場合(障害者手帳により確認)は、自動機(ATM)によるお振込と同様の手数料とさせていただきます。
(注2) 当金庫会員の方が会員登録店舗のキャッシュカード・ローンカードを利用してお振込した場合の手数料です。



融資関連事務手数料

区 分	種 類	手数料(消費税込み)	その他参考となる事項
【住宅ローン】の繰上返済および条件変更等	無担保住宅ローン事務取扱手数料	11,000円	新規実行時
	一部繰上返済	5,500円	変動金利または新型変動金利期間中
		22,000円	固定金利選択中
	全部繰上返済	5,500円	変動金利または新型変動金利期間中
		33,000円	固定金利選択中
	条件変更(金利以外)	5,500円	担保および保証人の変更、返済方法の変更、期限延長等
	条件変更(金利に関する条件変更)	11,000円	(再固定を含む金利変更)
		11,000円	(固定金利選択)
		11,000円	(通常固定金利からの変更)
		11,000円	
【アパート・マンション資金】の繰上返済および条件変更等	事務取扱手数料	55,000円	新規実行時
	期限前返済(一部全部)	右計算式で算出した額	繰上返済額×1.0%(不課税扱い)
	条件変更(金利以外)	5,500円	
	条件変更(金利に関する条件変更)	33,000円	(再固定を含む金利変更)
		33,000円	(固定金利選択)
【一般事業資金】(アパート・マンション資金以外)の条件変更等	条件変更(金利以外)	5,500円	担保および保証人の変更、返済方法の変更、期限延長等
	条件変更(金利に関する条件変更)	33,000円	(再固定を含む金利変更)
		33,000円	(固定金利選択)
		33,000円	(通期固定金利からの変更)
	当座貸越の期限延長	11,000円	(事業性カードローンを含みます)
融資実行手数料	融資実行手数料	1,100円	新規実行時(プロパー・保証協会扱いの事業資金)
不動産担保調査手数料	新規設定	55,000円	
	極度変更	22,000円	(増額・減額)
	追加設定	33,000円	
	極度増額および追加担保	55,000円	
	遠隔地物件	11,000円	物件が取扱店の管轄および隣接する登記所以外のもの
	営業地区外物件	33,000円	金庫営業地区外物件
	順位変更	33,000円	
	譲渡・譲受	55,000円	
	登記立会い	5,500円	(金庫外立会い)
	一般のお客様	22,000円	
不動産担保抹消等手数料(注)	不動産を営まれているお客様の商品不動産等の抹消	22,000円	1区画につき
	資格証明書	1,100円	当金庫分が必要となる場合
	印鑑証明書	550円	当金庫分が必要となる場合
	登記立会い	5,500円	(金庫外立会い)
	融資証明書	11,000円	
その他手数料	保証書	1,100円	(変更保証書を含みます)
	金融機関借入用約束手形	550円	
	主債務の履行状況に関する情報提供書	1,100円	

(注) 原則として平成16年9月30日以前のご融資分に関する抹消手数料は対象外です。



手数料のご案内

令和6年7月1日現在

でんさい関連手数料・ご利用料

取 引 種 類		手数料(消費税込み)	
		当金庫宛	他行宛
基本手数料(法人インターネットバンキング[WEB-FB]契約者は無料)		年13,200円	
発生記録(債務者請求方式)		330円	660円
発生記録(債権者請求方式)		330円	660円
譲渡記録		165円	330円
分割譲渡記録		330円	660円
開示	通常開示(web)	無料	
	通常開示(書面)	330円	
	特例開示(書面)	3,300円	
単独保証記録		330円	
変更記録(債権内容に係る場合)	債権内容変更(web)	330円	
	債権内容変更(書面)	1,980円	
	属性変更	無料	
支払変更記録		330円	
割引利用手数料	全部譲渡	33円	
	一部譲渡	99円	
	(web)	330円	
訂正・回復	(書面)	1,980円	
	(都度請求)	実費	
	(web)	無料	
支払不能通知の訂正		1,980円	
支払不能通知の取消		1,980円	
強制執行等の記録		無料	
残高証明書発行手数料	定例発行方式(1通あたり)	2,200円	
	都度発行方式(1通あたり)	4,400円	
貸倒引当金繰入事由証明書発行手数料		1,650円	
入金手数料		220円	
窓口事務代行手数料※		1,100円	

※お客様からのご依頼に基づき、当金庫が代行して行う取引で、所定の記録請求等にかかる手数料のほか、1取引につき別途にかかる手数料です。
インターネット利用による手数料は毎月末日締め、翌月25日支払(自動引落)となります。窓口利用による手数料についてはご利用の都度お支払いいただきます。

諸手数料・ご利用料

区 分	種 類	手数料(消費税込み)	その他参考となる事項(消費税込み)
諸手数料	振込・振替・送金・取立手形・小切手の組戻料(1件)	1,100円	
	取立手形店頭呈示料、不渡手形・小切手返却料(1件)	1,100円	
	異議申立手数料	実費	
	ビール券等取立手数料(1枚)	無料	酒販組合の券のみ取扱可
小切手・手形用紙代	小切手帳(1冊50枚)	880円	
	約束手形(1冊50枚)	1,100円	
	為替手形(1冊25枚)	550円	
	約束・為替手形用紙(1枚)	22円	
	マル専手形用紙(1枚)	550円	口座開設手数料3,300円
	署名判登録手数料(1登録)	5,500円	
	1枚	550円	
自己宛小切手発行料	1枚	550円	
円貨両替・硬貨入金手数料			両替・入金枚数等に応じた当金庫所定の手数料
各種証明書発行手数料	通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード・貸金庫カード(1件)	1,320円	磁気不良は無料
	継続発行	440円	会員220円
		550円	会員330円
		1,100円	住宅取得控除用は無料
		1,100円	
		3,300円	
	相続預金の払戻し(仮払い)証明書	1,100円	
	その他証明書(1件)(融資証明書等は除く)	440円	会員220円
	個人情報開示手数料	当金庫所定の手数料・費用	
	相続以外の取引履歴 1枚につき	110円	
取引履歴明細発行手数料	相続に関する取引履歴(手数料単価)×(月数)	330円	預金口座1口座につき、1か月単位
	利用手数料	39,600円	年 額
夜間金庫手数料 (取扱店舗のみ)	専用入金帳(1冊50枚)	16,500円	
	小型および簡易貸金庫	7,700円	
	中型	11,000円	
	大型および半自動式	16,500円	
貸金庫手数料 (取扱店舗のみ)	全自動 小型・中型・大型		年 額
	※各店舗に設置済の貸金庫のタイプより手数料は異なりますので、詳細は窓口にお問い合わせください。		
	セーフティバック	5,500円	
株式・出資払込手数料		払込金額に応じた当金庫所定の手数料・費用	
未利用口座管理手数料		1,320円	1口座・年額
公共債保護預り手数料		1,320円	年 額
アンサー・HB利用料	アンサー(振込・残高等自動通知案内サービス)	6,600円	1口座・年額
	HB(ホームバンキング)	13,200円	1契約・年額
「個人利用」IB利用料	IB(インターネットバンキング)基本利用料金	1,320円	1契約・年額
「法人・個人事業主利用」IB利用料	給振・総振・都度振込	66,000円	
	都度振込のみ	13,200円	1契約・年額



「安心」「安全」にお取引いただくために

総代会制度の概要	23
リスク管理態勢	25
コンプライアンス体制の推進	29
マネー・ローダリング・テロ資金供与・拡散金融対策	29
金融A D R制度への対応	29
個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	30
反社会的勢力に対する基本方針	31
利益相反管理方針	31

総代会制度の概要

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。この総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

1. 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
- そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。
- (1) 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - (2) 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - (3) 総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

2. 総代候補者選考委員選考基準

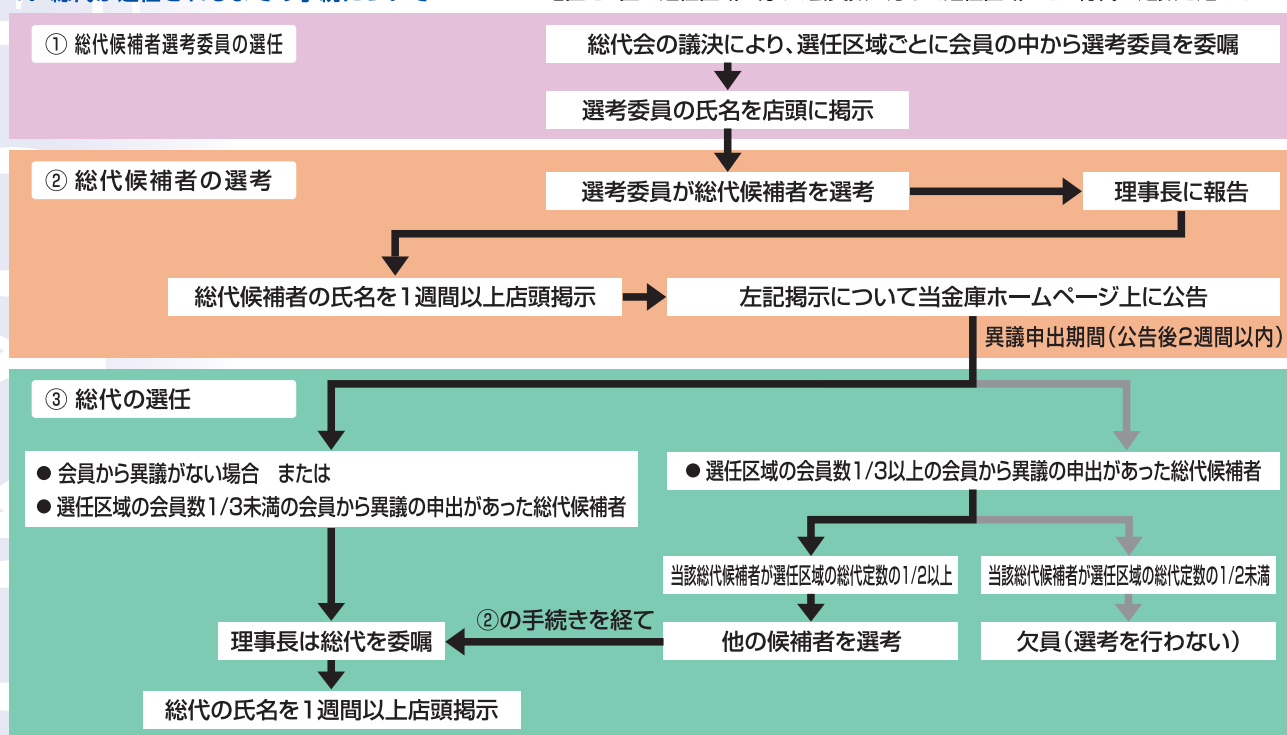
- (1) 資格要件
 - ① 総代候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
 - ② 就任時点で満79歳未満の会員でなければならない。
- (2) 総代候補者選考委員の選考基準は次の通りとする。
 - ① 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解していること。
 - ② 地域の事情に明るく、人格・識見とも優れていること。
 - ③ その他金庫が適格と認めたもの。

3. 総代候補者選考基準

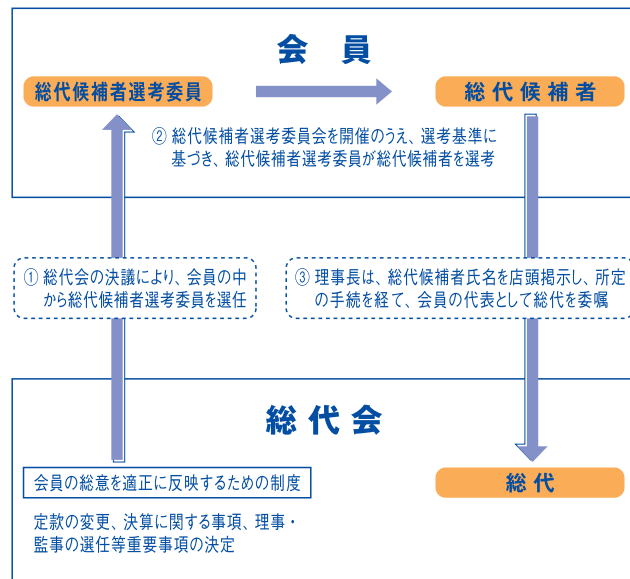
- (1) 資格要件
 - ① 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
 - ② 就任時点で満80歳未満の会員でなければならない。
- (2) 総代候補者の選考基準は次の通りとする。
 - ① 総代としてふさわしい見識を有している人であること。
 - ② 良識をもって正しい判断ができる人であること。
 - ③ 地域における人望が厚く、総代としてふさわしい人であること。
 - ④ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人であること。
 - ⑤ 行動力があり、積極的な人であること。
 - ⑥ 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる人であること。
 - ⑦ 金庫理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人であること。
- (3) 非常勤を含む当金庫役員は総代を兼務することが出来ない。

4. 総代が選任されるまでの手続について

地区を7区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに総代の定数を定める



総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



5. 第97期通常総代会決議事項（令和6年6月20日）

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第4号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第5号議案 理事全員任期満了につき理事選任の件
- 第6号議案 監事全員任期満了につき監事選任の件
- 第7号議案 退任理事および退任監事に対する退職慰労金贈呈の件



総代の氏名等

令和6年7月1日現在

（敬称略・順不同）

地 区	区 域	人 数	氏 名
第1区	市川市のうち 市川 市川南 新田 平田 大和田 大洲 真間 菅野 東菅野 国府台 曾谷 大野町 南大野 大町 柏井町 奉免町 稲越 須和田 国分 中国分 東国分 北国分 堀之内	19人	久野 勝己⑧ 塚本 福二⑧ 湯浅 健弘⑧ 中村 政邦⑦ 加藤 憲一⑦ 浮谷 直之⑦ 高島 和之⑦ 石井 重一⑦ 長谷 和雄⑨ 高梨 近一⑥ 佐藤智枝子③ 松橋 純子③ 松井 玲子③ 山口 薫③ 竹内 清海③ 芝田 弘一③ 竹内 秀雄③ 林 卓也③ 浮谷 勝郎②
	松戸市のうち 上矢切 中矢切 下矢切 栗山 三矢小台 二十世紀が丘 大橋 秋山 高塚新田		
第2区	市川市のうち 八幡 南八幡 宮久保 下貝塚 東大和田 稲荷木 鬼高 鬼越 高石神 中山 北方 北方町 本北方 若宮 高谷 高谷新町 田尻 原本 東浜 二俣 二俣新町 船橋市 習志野市 八千代市 千葉市 四街道市 佐倉市	11人	松丸 友樹④ 稲葉 清一⑦ 石井 誠一⑥ 工藤 祐政⑧ 成瀬 正泰⑥ 田中喜兵卫③ 松丸 元③ 金澤 庸之③ 土谷 幸司② 武藤 厚② 吉田 克助②
第3区	市川市（第1区・第2区の地域を除く） 浦安市 江戸川区	17人	榎本敬三郎⑥ 三橋 具典⑦ 木村 聖⑥ 並木 勝利⑧ 橋本 豊之⑫ 渡邊 孝二⑫ 奥村 政治⑦ 大澤 秀行⑥ 田中 政弘⑫ 田中 幸也⑨ 伊藤 明⑥ 森川 正明③ 尾頭 博行③ 岡崎敬次郎③ 郡 修三③ 内田 裕輔② 浅岡善太郎②
第4区	野田市 流山市 埼玉県三郷市 幸手市 八潮市 吉川市 北葛飾郡松伏町 杉戸町 春日部市（旧春日部市を除く） 茨城県坂東市（旧猿島郡猿島町を除く）猿島郡境町 五霞町	13人	栴原 和史⑦ 玉ノ井哲夫⑥ 原 延雄⑦ 梶原 健一⑧ 金子 憲一⑨ 林 勝己⑥ 織原賢一郎③ 大塚健太郎③ 宮田 義則③ 長澤 章裕③ 遠藤 博一③ 藤代 忠実② 稲川 豊明②
第5区	柏市 鎌ヶ谷市 我孫子市 印西市（旧印旛村、旧本埜村を除く）白井市	15人	坂東 民男⑥ 小溝 貞次⑨ 山形 俊雄⑨ 小林 良三⑦ 間宮偉佐夫⑥ 原 哲⑨ 深山 喜一⑨ 大木 義勝⑦ 大井 幹雄⑦ 渋谷 重大⑦ 長谷川寛一③ 石原 雄一③ 安達 俊浩② 海老原康之② 中江喜一郎②
第6区	江東区 葛飾区 墨田区 足立区 荒川区 台東区 千代田区 中央区 港区	15人	横田 文雄⑫ 若林 茂⑧ 坪田 俊之⑦ 川出 潤⑥ 島田 実⑥ 石田 哲司⑦ 松本 行雄④ 佐竹 末男⑦ 横山 和久⑦ 高橋 享⑥ 渡邊 省吾⑧ 渡辺 哲三⑦ 小泉 博久③ 亀井 利重③ 石澤 拓哉③
第7区	松戸市（第1区の地域を除く）	13人	浮ヶ谷信夫④ 鈴木 等⑨ 加藤 栄⑫ 早川 俊通⑥ 田中 孝⑩ 高橋 康夫⑦ 宮口 博⑥ 佐藤 勝盛③ 安蒜 崇③ 佐々木恒司③ 芦田 恵一② 岩山 浩一② 湯浅 和弘②
合 計		103人	

（注）丸数字は東京ベイ信用金庫での総代の就任回数

総代の属性別構成比

職業別	法人役員99.0%、個人事業主1.0%
年代別	40代以下4.9%、50代16.5%、60代29.1%、70代45.6%、80代3.9%
業種別	製造業18.4%、建設業15.5%、卸・小売業22.4%、サービス業13.6%、不動産業（賃貸含む）20.4%、その他9.7%

内部管理態勢の整備

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として、「内部管理基本方針」を定め、内部管理態勢の整備とその実効性の確保に努めております。

内部管理基本方針

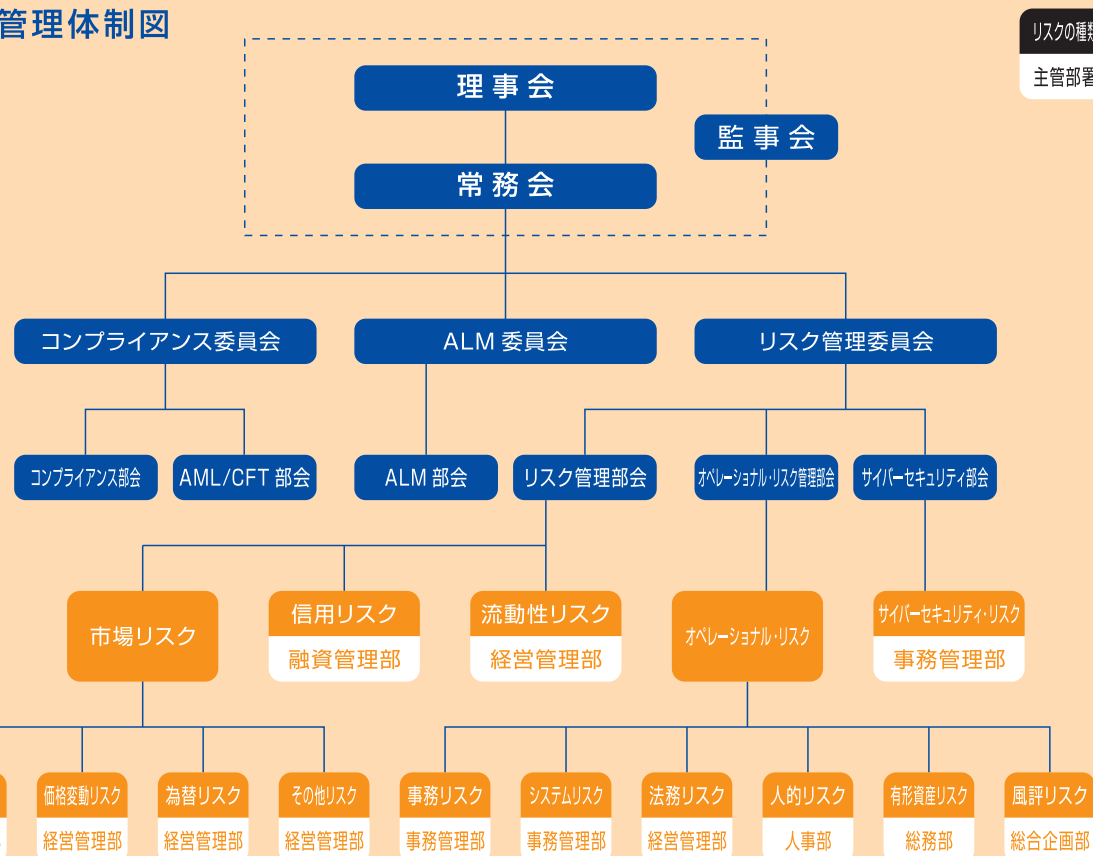
1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合の当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

リスク管理態勢

金融・経済の自由化、グローバル化やIT技術の進展等により、金融業務に関するリスクは多様化、複雑化しています。このような金融環境の中で、当金庫は、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、可能な限りリスク量の計量化を図り、経営体力（自己資本）の水準から許容できるリスク・アセット総量を認識し、適正なコントロールを行い、健全性の維持と収益性の向上の双方にバランスのとれた経営を目指して、リスク管理態勢の充実、強化に努めています。

当金庫では、理事会をリスク管理に関する最高意思決定機関とし、常勤役員全員で構成する常務会がリスク管理を統括しています。また、常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ALM委員会と連携し、統合的リスク管理体制およびオペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立ならびに各リスク管理態勢に関する施策等について検討・協議し、その実施状況を検証・評価して、統合的なリスク管理を行っています。

リスク管理体制図



信用リスク

1. リスク管理の方針および手続の概要

- (1) 信用リスク管理の方針
信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。
当金庫では、信用リスクを最重要のリスクと位置づけ、与信業務についての基本的な考え方や判断基準等として「融資基本方針（クレジットポリシー）」を制定し、全ての役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。
- (2) 信用リスク管理体制
信用リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。
また、リスク全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、与信ポートフォリオを定期的にモニタリングする等、信用リスク全般について協議、検討を行っています。
- (3) 自己査定
自己査定は、信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業として位置付けています。
当金庫では、経営管理部を自己査定の統括部署とし、「自己査定基準」および「自己査定マニュアル」に基づいて貸出資産その他の資産の実態を把握・管理しています。
- (4) 償却・引当
貸倒引当金は、「償却・引当規程」および「償却・引当マニュアル」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定するとともに、その結果については、内部監査による検証および監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めています。
- (5) 貸出条件の審査
貸出案件の審査にあたっては、適切な資金の運用を行うことにより、当金庫および当金庫の会員であるお取引先の健全な発展育成を図らなければならないと考えています。個別の案件審査については、営業店において個別案件ごとの調査・分析結果に基づいて審査し、営業店長の権限を超えるものは、営業推進部門から独立した融資管理部が審査し、融資管理部担当役員の権限を超えるものは、常勤役員全員で構成する貸出審査会にて審査する体制としています。
- (6) ポートフォリオ管理
特定の与信先・グループあるいは特定の業種等への与信集中による過大な信用集中リスクを回避するため、一与信先・グループへの与信限度を定めているほか、大口与信先、金額階層別、業種別および資金使途別の与信状況等について、定期的にリスク管理委員会でモニタリングを行うとともに、経営陣へ報告しています。

2. リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は、「外部格付使用基準」に基づいて以下の5つの機関を採用しています。
なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- (1) 格付投資情報センター（R&I）
- (2) 日本格付研究所（JCR）
- (3) ムーディーズ（Moody's）
- (4) スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）
- (5) フィッチ（Fitch）

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、貸出案件の審査にあたって、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証に過度に依存しないよう努めていますが、案件審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、当金庫が定める「融資規程」や「担保評価事務処理要領」等により適正な評価・管理を行っています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「信用金庫取引約定義」および「事務処理要領」等により適切な取扱いに努めています。

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、自己資本比率算出のための信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により資産から削減額を控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことをいいます。

具体的には、適格担保として、担保を設定している預金・積金を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権額を上限とし、預金・積金は残高の範囲内としています。

また、貸出金と自金庫預金の相殺として、一定のルールのもとに担保となっていない定期性預金残高を貸出債権額と相殺したものと見なして、信用リスクを軽減しています。保証としては、国、地方公共団体、政府関係機関、しんきん保証基金等の民間保証会社が保証している保証債権について、保証される部分に限り、保証先のリスク・ウエイトを適用しています。

市場リスク

1. リスク管理の方針および手続の概要

- (1) 市場リスク管理の方針
市場リスクとは、金利や有価証券、為替等の価格が変動することによって、当金庫が保有する資産および負債の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。
当金庫では、市場リスクを適切に把握して許容範囲内に収めるとともに、適正な収益を得ることを基本方針としています。
- (2) 市場リスク管理体制
市場リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。
また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ポジション枠等の遵守状況やリスク量を定期的にモニタリングし、市場リスク全般について協議、検討を行っています。
さらに、フロントオフィス（資金運用部門：総合企画部総合企画課）、ミドルオフィス（リスク管理部門：経営管理部リスク管理課）、バックオフィス（事務部門：総合企画部予算主計課）を設置して相互に牽制が働く体制としています。
- (3) リスクの把握と管理
ミドルオフィスとしてリスク管理を担当する経営管理部では、設定された有価証券等に対するポジション枠（想定元本等に対する保有限度枠）、リスク・リミット（予想損失額の限度枠）、ロス・カットライン（損失限度）の遵守状況を管理するほか、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクについて、定期的にVaR（バリュー・アット・リスク：最大予想損失額）によりリスク量を計測し、リスク管理委員会および経営陣へ報告しています。

また、市場リスクに付随する信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じているほか、引当金の算定に関しては、信用リスク管理における引当金の算定基準に準じています。

2. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

3. 証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化」とは、金融機関が保有するローンや企業が保有する不動産等、それらの資産価値を裏付けに証券化して組み替え、第三者に売却して流動化することで、一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者である「オリジネーター」と証券を購入する側である「投資家」に大きく分類されます。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式は、標準的手法を採用しています。

4. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスクの方針および手続の概要

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金等が該当します。

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識にあたっては、時価評価およびVaRによるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会に諮り、投資継続の是非を協議する等適切なリスク管理に努めています。

また、株式関連商品への投資は、有価証券におけるポジション枠（保有限度枠）の範囲内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」および「資金運用細則」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金についても、同様に厳格な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、定期的に経営陣へ報告する等、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正な処理を行っています。

5. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

ア. リスク管理の方針の概要

当金庫では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。

また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB＝Interest Rate Risk in the Banking Book※）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備等により、厳正な管理に努めています。（※IRRBBとは、市場リスクのうち、すべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

イ. リスク管理の手続の概要

リスク管理およびリスクの削減については、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率をモニタリング管理することで、健全性の確保に努めています。

ウ. 金利リスク量の計測

金利リスク計測の頻度は、毎月末を基準日として、月次で計測しています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

ア. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（注1）およびΔNII（注2）ならびに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計算されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(7) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年

(4) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：4年

(5) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）：金融庁が定める保守的な前提を採用

(1) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約：金融庁が定める保守的な前提を採用

イ. IRRBBの算出手法、変動要因および計測対象

(7) IRRBBの算出手法

IRRBBの算出にあたっては、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュフローにスプレッドを含めて算出しています。

なお、当金庫では、内部モデルは使用していません。

(4) IRRBBの計測対象

当金庫では、重要性の観点によりストレス時に大きな影響を与えられると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（金融機関の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響を考慮しています。

(3) ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクの計測について

ア. VaRによる金利リスク量の計測

リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaR等により管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

具体的には、部門ごとに配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資等の市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間6か月、観測期間5年、信頼水準99%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。

また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイント等も設定しており、半期毎にリスク限度額を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

イ. その他の管理手法

当金庫は、自己資本の充実度の評価やストレステストを実施し、金利変動による影響等を定期的に検証しています。

流動性リスク

1. リスク管理の方針および手続の概要

(1) 流動性リスク管理の方針

流動性リスクとは、金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

(2) 流動性リスク管理体制

流動性リスクに関する重要事項は理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、資金ギャップの把握や資金繰り状況のモニタリングおよび管理を行っています。

(3) リスクの把握と管理

流動性リスクが顕在化しないように、慎重かつ適切に資金繰り状況や市場流動性に影響を与える要因や変化を常時把握し、金庫の調達・運用方針に即して保守的、かつ安定的に資金繰りや市場流動性を確保できる体制としています。

また、金庫自身の信用力等の低下による要因と、金融システムの混乱等外的要因の両面を考慮して、適切かつ迅速な管理・対応を行う体制としています。

2. 流動性リスクの管理手法

有価証券等の運用においては、資金化が容易な商品を中心に運用を行うとともに、流動性リスク限度額を設け、不測の事態に備える体制としています。

また、資金ギャップについては、日次で管理し、資金ショートが発生しないように管理しています。

オペレーショナル・リスク

1. リスク管理の方針および手続の概要

(1) オペレーショナル・リスクとは

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクのことをいい、事務リスク、システムリスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクが含まれます。

(2) オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、事務リスク、システムリスク等について協議、検討を行っています。なお、リスク管理委員会はリスクの総合的な管理部門として、リスクのコントロールと削減に努めるとともに、協議、検討結果については、定期的に経営陣へ報告しています。

(3) 事務リスク管理の方針および手続の概要

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことをいいます。

事務リスク管理にあたっては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程、事務処理要領の整備を図るとともに、厳正な事務の励行に努めることを基本方針としています。

当金庫では、お客様から寄せられた苦情やご意見、発生した事務ミス等を管理し、実効性のある対策を講じるために活用しており、事務レベルの向上に資する態勢を整備しています。

また、営業店に対しては、各種研修会、会議等を通じて、厳正、堅確な事務処理の徹底を図っています。

(4) システムリスク管理の方針および手続の概要

システムリスクとは、コンピュータ・システムの障害または誤作動、システムの不備、さらにはコンピュータが不正に使用されること等により損失を被るリスクのことをいいます。

システムリスク管理においては、当金庫の経営方針、経営計画に従い、当金庫における情報資産保護のための管理体制を整備し、適切な管理・運営を図ることとしています。

当金庫では、しんきん共同センターに加盟し、共同オンライン利用によりお客様に各種金融サービスを提供しております。同センターでは、スケールメリットを活かし、コンピュータ・通信回線・電源等の二重化を実施するとともに、重要なシステムおよびお客様の情報につきましては、2拠点でのバックアップ体制を構築しており、大規模な災害で一方が被災しても、継続して業務が遂行できるよう万全を期しています。

また、コンピュータ・システムの安定稼働が危機にさらされるような不測の事態に備えて、業務継続基本計画を策定するとともに、同センターが実施する定期的な被災訓練にも参加しています。

さらに、情報資産を適切に保護するための基本方針であるセキュリティポリシーや具体的な運営規則を定め、情報の重要性に応じた管理態勢を整備するとともに、お客様の重要なデータにつきましても、外部からの不正アクセスの防止策を講じる等厳格なセキュリティ管理を実施しています。

(5) その他のリスク管理

オペレーショナル・リスクのうち、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクについては、各主管部署がリスク管理を担当し、リスク発生の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めることとし、また、リスク管理状況について、必要に応じて経営陣へ報告することとしています。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制における「基礎的手法」を採用しています。

サイバーセキュリティ・リスク

サイバーセキュリティに関する方針および手続の概要

近年、サイバー攻撃が高度化・大規模化しており、サイバー攻撃のリスクがますます高まっているなか、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題といわれています。

当金庫は、サイバーセキュリティ・リスクへの対応が経営の重要課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法、サイバーセキュリティ経営ガイドライン、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めるべく、令和2年4月に「サイバーセキュリティ基本方針」を制定しました。

今後も、サイバー攻撃等による事故を未然に防止するとともに、被害が発生した場合でも影響を最小限に留め、その復旧を速やかに行うため、発生する事象を総括して事態に即応するインシデント対応委員会を設置する等、サイバーセキュリティの管理態勢の構築・強化に努めています。

コンプライアンス（法令等遵守）体制の推進

私ども信用金庫は、信用金庫法にも示されているように、「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する」という公共的使命を負うとともに、業務の健全かつ適切な運営を行い、地域社会からの信頼を確立するという社会的責任を負っています。

当金庫は、これまでもその社会的責任と公共的使命とを十分自覚して業務を遂行し、地域の信頼を得てきましたが、今後も一層の信頼確保のために、絶えず東京ペイ信用金庫の「倫理憲章」に思いをいたし、信念と誇りをもって日常活動を実践してまいります。

- 1. 東京ペイ信用金庫「倫理憲章」の周知徹底**
社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の再構築を重要課題として位置づけ、「基本方針」および「遵守基準」にあたる「倫理憲章」の周知徹底を図っています。
- 2. コンプライアンス・プログラムの策定と推進**
「倫理憲章」を実現するため、関連諸規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画等を含む具体的な実践プログラムを策定、その推進状況を把握するためのモニタリングを実施し、「コンプライアンス委員会」に報告するとともに改善すべき点について対策を講じています。
- 3. コンプライアンス担当者の配置**
コンプライアンスを効果的に推進するため、各業務部門および営業店等との連携を密に保つ必要があることから、部店に、職場におけるコンプライアンス教育研修の責任者としての役割と、報告・相談窓口としての役割を兼ね備えたコンプライアンス担当者を配置しています。
- 4. コンプライアンス・マニュアルの周知徹底**
当金庫における倫理憲章や各種ルールを記載した「コンプライアンス・マニュアル」を策定・整備し、研修や勉強会資料として活用することにより、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めています。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」と言います。）の防止が、国際社会において求められる責務であると認識し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

- 1. 運営方針**
当金庫は、マネロン等の防止を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進およびリスクの特定・評価・低減に係る各種取組を主導します。
- 2. 管理態勢**
当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当理事を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置および必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる理事・職員間での連携の枠組を構築します。
- 3. リスクベース・アプローチ**
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）および当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。
また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
- 4. 顧客の管理方針**
新規取引開始時および顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。
また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。
なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。
- 5. 疑わしい取引の届出**
営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
- 6. 経済制裁および資産凍結**
取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
- 7. 役職員の研修**
マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。
- 8. 実効性の検証**
マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。
- 9. 顧客からの理解促進**
新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組みます。

金融ADR制度への対応

- 1. 苦情処理措置**
当金庫は、お客様からの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。
苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は10ページ参照）または経営管理部（電話：0120-074-472）にお申し出ください。
- 2. 紛争解決措置**
当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日上記経営管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部」にお尋ねください。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報等の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

- 1. 個人情報とは**
本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。
 - 2. 個人情報等の取得・利用について**
 - (1) 個人情報等の取得
 - ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日等の個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況等、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収等を確認させていただくことがあります。
 - ・お客様の個人情報は、
 - イ. 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ロ. 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ハ. 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ニ. 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ホ. その他一般に公開されている情報等から取得しています。
 - (2) 個人情報等の利用目的
 - ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
 - ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。
 - A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的**
(利用目的)
 - イ. 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ロ. 法令等に基づくご本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ハ. 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ニ. 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ホ. 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ヘ. 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ト. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - チ. お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - リ. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ス. ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ル. 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ヲ. 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ワ. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため(法令等による利用目的の限定)
 - イ. 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - ロ. 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - B. 個人番号の利用目的**
 - イ. 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ロ. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ハ. 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ニ. 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ホ. 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ヘ. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ト. 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - チ. 預金口座付番に関する事務のため上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。
- (3) ダイレクト・マーケティングの中止
 - ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、取引店舗ご相談窓口にお申し出ください。
- 3. 個人情報等の正確性の確保について**
 - ・当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。
- 4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について**
 - ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
 - ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
 - ・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
 - ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫本店のご相談窓口までお申し出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

「安心」「安全」にお取引いただくために

5. 個人情報等の安全管理について

- ・当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

6. 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。
- ・また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
 - ・定期預金および定期積金の期日案内等の作成および発送に関わる事務
 - ・キャッシュカードの発行および発送に関わる事務
 - ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
 - ・情報システムの運用および保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情について

- ・当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問につきましては、当金庫本支店にご相談窓口を設置しておりますので、お問い合わせください。
- ・なお、当金庫は個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組みます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守します。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - イ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ロ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ハ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) (1) のイ. からハ. のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - イ. 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ロ. 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ハ. 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ニ. 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。



資料編

財務諸表	33
経営指標	39
預金に関する指標	41
貸出金等に関する指標	42
開示債権の保全・引当状況	44
有価証券に関する指標	45
金庫の子会社等に関する事項	46
自己資本の充実の状況等	47
報酬等に関する事項	52

貸借対照表注記（第97期）

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	3年～20年
その他	5年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先の債務者で未保全額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、経営管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は989百万円であります。

6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. (1) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理

また、当事業年度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超過しているため、前払年金費用（203百万円）を計上しております。

(2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）	
年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△ 89,255百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月31日現在）	0.4085%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金79百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。

このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングにかかる固定利用料等については履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

12. 会計上の見積りより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金 1,663百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5. に記載しております。

主要な仮定は、「不動産市況の見通し」および「自己査定基準に基づいた債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。そのため、営業エリアにおける不動産市況および債務者の収益環境が大幅に変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産 171百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額2百万円

14. 有形固定資産の減価償却累計額5,835百万円

15. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は買貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,553百万円
危険債権額	7,212百万円
三月以上延滞債権額	1百万円
貸出条件緩和債権額	2,347百万円
合計額	11,113百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りがでない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

16. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、649百万円であります。

17. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

定期預金 13,000百万円

有価証券 24,458百万円

担保資産に対応する債務

借入金 29,546百万円

上記のほか、為替決済、日銀蔵入代理店等の取引の担保として、定期預金30,000百万円及び有価証券1,453百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金110百万円が含まれております。

18. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △120百万円

19. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は199百万円であります。

20. 出資1口当たりの純資産額 258円88銭

21. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会によって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品（投資信託・株式）の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、市場環境や財務状況など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営管理部を通じ、常務会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合は1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、12,243百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

そのため、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、金利リスク以外の価格変動リスク・為替リスク・市場信用リスクについては、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM委員会及びリスク管理委員会で、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

また、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位:百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※）	188,218	188,452	234
(2) 有価証券（※）	83,651	83,626	△ 24
満期保有目的の債券	19,940	19,915	△ 24
その他有価証券	63,711	63,711	—
(3) 貸出金（※）	364,232		
貸倒引当金	△ 1,663		
	362,569	366,576	4,006
金融資産計	634,440	638,655	4,215
(1) 預金積金（※）	593,535	592,877	△ 657
(2) 借入金（※）	29,546	29,507	△ 39
金融負債計	623,082	622,384	△ 697

(※) 預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借入金の「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

- 金融資産
- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- (2) 有価証券
株式・投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
白金庫保証付私募債は、銘柄ごとの残存期間に対応するスワップ金利にスプレッドを加味し、割引現在価値を算出しております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
② 割引手形・手形貸付については、短期での貸出のため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、貸出金計上額
③ ①、②以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
④ ①、②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた価額

- 金融負債
- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（TIBOR、SWAP）を用いております。
- (2) 借入金
借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	28
信金中金出資金（※1）	3,267
組合出資金（※2）	13
合 計	3,310

- (※1) 非上場株式および信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（※1）	79,618	53,500	17,500	37,600
有価証券	19,718	35,157	16,819	6,657
満期保有目的の債券	14,504	5,435	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	5,214	29,721	16,819	6,657
貸出金（※2）	62,552	108,608	79,473	113,598
合 計	161,888	197,265	113,792	157,855

- (※1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。
- (※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
- (注4) 借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（※）	494,084	99,175	5	269
借入金	25,209	4,337	—	—
合 計	519,293	103,512	5	269

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。以下、24.も同様であります。
- 満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	423	423	0
	その他	—	—	—
	小 計	423	423	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	19,417	19,392	△ 24
	その他	100	98	△ 1
	小 計	19,517	19,491	△ 25
合 計		19,940	19,915	△ 24

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,842	2,325	1,517
	債券	11,531	11,301	229
	国債	2,400	2,204	195
	地方債	6,024	6,000	24
	社債	3,106	3,097	9
	その他	1,307	1,136	171
	小 計	16,681	14,762	1,918
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	160	164	△ 3
	債券	45,528	47,013	△ 1,484
	国債	7,329	8,294	△ 965
	地方債	1,791	1,800	△ 8
	社債	36,408	36,918	△ 510
	その他	1,340	1,460	△ 119
	小 計	47,030	48,639	△ 1,608
合 計		63,711	63,401	309

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,628	278	55
債券	5,867	37	623
国債	5,867	37	623
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	109	7	—
合 計	7,605	324	679

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,165百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが9,218百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	652百万円
店舗解体費用	81百万円
賞与引当金	58百万円
減損損失	46百万円
減価償却費	37百万円
その他	127百万円
繰延税金資産小計	1,003百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△668百万円
評価性引当額小計	△668百万円
繰延税金資産合計	335百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	85百万円
前払年金費用	56百万円
固定資産圧縮積立額	12百万円
その他	8百万円
繰延税金負債合計	163百万円
繰延税金資産の純額	171百万円

27. 追加情報
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15号第1項第1号の規定に基づき、平成29年度末までに累計14,600百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金7,300百万円をその他の出資金に振り替えております。そのため当年度末の出資金にはその他の出資金7,300百万円が含まれております。

損益計算書注記（第97期）

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額11円16銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記11. において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

東京ベイ信用金庫第7次中期経営計画「希望」

計画期間：2024（令和6）年4月1日～2027（令和9）年3月31日



※掲載の写真は、各市区から提供いただきました。

経営指標

1. 主要な経営指標の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益 (千 円)	7,754,071	7,657,244	7,366,473	7,602,220	8,393,362
経 常 利 益 (千 円)	1,025,113	1,334,114	1,220,037	1,713,459	1,739,191
当 期 純 利 益 (千 円)	950,943	1,077,785	954,190	951,866	1,223,144
出 資 総 額 (百万円)	13,208	13,095	12,976	12,856	12,692
普 通 出 資 金 (百万円)	5,908	5,795	5,676	5,556	5,392
そ の 他 の 出 資 金 (百万円)	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
出 資 総 口 数 (千 口)	118,176	115,906	113,522	111,128	107,852
普 通 出 資 金 (千 口)	118,176	115,906	113,522	111,128	107,852
純 資 産 額 (百万円)	25,082	25,974	26,157	26,246	27,920
総 資 産 額 (百万円)	580,771	646,089	675,180	665,520	653,530
預 金 積 金 残 高 (百万円)	536,131	575,546	591,425	584,421	593,535
貸 出 金 残 高 (百万円)	329,932	361,611	359,929	361,536	364,232
有 価 証 券 残 高 (百万円)	36,094	46,750	56,982	62,198	83,694
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	8.69	9.00	9.23	9.54	9.41
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 (百万円)	118	115	113	55	53
(普 通 出 資 1 口 当 た り (円))	0円99銭	0円99銭	0円99銭	0円49銭	0円49銭
役 員 数 (人)	13	13	13	12	12
う ち 常 勤 役 員 数 (人)	9	9	9	8	8
職 員 数 (人)	427	434	436	422	422
会 員 数 (人)	46,669	46,213	45,647	44,783	43,692

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

2. 業務粗利益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 収 支	6,466,626	6,922,070
資金運用収益	6,581,449	7,025,802
資金調達費用	114,823	103,731
役 務 取 引 等 収 支	△ 356,279	△ 449,401
役務取引等収益	568,586	574,082
役務取引等費用	924,866	1,023,484
そ の 他 の 業 務 収 支	△ 50,500	△ 537,879
その他業務収益	67,280	90,523
その他業務費用	117,781	628,403
業 務 粗 利 益	6,059,846	5,934,790
業 務 粗 利 益 率	0.90%	0.90%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（令和4年度89千円、令和5年度一千円）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。この項目以外の計数・指標についても該当する場合は同様です。

3. 業務純益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
業 務 純 益	1,472,566	1,209,767
実 質 業 務 純 益	1,472,566	1,209,767
コ ア 業 務 純 益	1,578,212	1,787,947
コ ア 業 務 純 益		
(投 資 信 託 解 約 損 益 を 除 く。)	1,578,212	1,787,947

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等売買損益
国債等売買損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（％）	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 勘 定	666,769	654,932	6,581,449	7,025,802	0.98	1.07
うち貸出金	361,690	363,632	5,642,695	5,794,082	1.56	1.59
うち預け金	232,922	202,010	378,624	628,688	0.16	0.31
うち有価証券	63,414	80,739	489,642	535,178	0.77	0.66
資 金 調 達 勘 定	652,922	640,663	114,823	103,731	0.01	0.01
うち預金積金	611,692	609,121	91,064	87,225	0.01	0.01
うち譲渡性預金	10,097	2,852	7,123	600	0.07	0.02
うち借入金	27,316	25,829	17,467	15,854	0.06	0.06

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和4年度610百万円、令和5年度1,230百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和4年度506百万円、令和5年度一千万円）及び利息（令和4年度0百万円、令和5年度一千万円）を、それぞれ控除して表示しております。

5. 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	△ 11,762	139,076	127,314	△ 116,841	561,194	444,353
うち貸出金	△ 1,976	41,706	39,730	30,288	121,099	151,387
うち預け金	△ 22,506	59,624	37,118	△ 50,248	300,312	250,064
うち有価証券	99,723	△ 51,577	48,146	114,835	△ 69,299	45,536
支 払 利 息	△ 575	△ 6,750	△ 7,325	△ 2,067	△ 9,114	△ 11,181
うち預金積金	27	△ 8,818	△ 8,791	△ 368	△ 3,471	△ 3,839
うち譲渡性預金	4,127	△ 19	4,108	△ 1,526	△ 4,997	△ 6,523
うち借入金	△ 4,604	3,586	△ 1,018	△ 913	△ 700	△ 1,613

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

6. 利鞘

(単位：％)

	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 利 回	0.98	1.07
資 金 調 達 原 価 率	0.72	0.75
総 資 金 利 鞘	0.26	0.32

7. 利益率

(単位：％)

	令和4年度	令和5年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.25	0.25
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.13	0.18

(注) 総資産経常（当期純）利益率 ＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

8. 預貸率・預証率

(単位：％)

		令和4年度	令和5年度
預 貸 率	期 末 残 高	61.86	61.36
	期 中 平 均	58.16	59.41
預 証 率	期 末 残 高	10.64	14.10
	期 中 平 均	10.19	13.19

(注) 1. 預貸率 ＝ $\frac{\text{貸 出 金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 ＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

預金に関する指標

1. 預金科目別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流 動 性 預 金	283,030	48.4	295,092	49.7
当座預金	8,414	1.4	9,950	1.7
普通預金	268,796	46.0	279,164	47.1
貯蓄預金	2,775	0.5	2,664	0.4
通知預金	600	0.1	541	0.1
別段預金	2,217	0.4	2,554	0.4
納税準備預金	225	0.0	217	0.0
定 期 性 預 金	301,391	51.6	298,442	50.3
定期預金	291,812	50.0	289,718	48.8
定期積金	9,578	1.6	8,723	1.5
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
小 計	584,421	100.0	593,535	100.0
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	584,421	100.0	593,535	100.0

2. 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
流 動 性 預 金	294,174	297,696
うち有利息預金	247,777	250,978
定 期 性 預 金	315,753	309,646
うち固定金利定期預金	315,741	309,634
うち変動金利定期預金	12	12
そ の 他	1,764	1,777
小 計	611,692	609,121
譲 渡 性 預 金	10,097	2,852
合 計	621,789	611,973

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 定期預金残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
定 期 預 金	291,812	289,718
固定金利定期預金	291,795	289,704
変動金利定期預金	12	10
その他	5	4

お客様旅行「春の伊豆旅 観音温泉 1泊2日」



1班 (令和6年3月5日)



2班 (令和6年3月6日)



3班 (令和6年3月13日)

貸出金等に関する指標

1. 貸出金科目別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
割 引 手 形	625	0.2	649	0.2
手 形 貸 付	3,452	1.0	3,504	1.0
証 書 貸 付	353,864	97.8	356,560	97.8
当 座 貸 越	3,594	1.0	3,517	1.0
合 計	361,536	100.0	364,232	100.0

2. 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
割 引 手 形	678	669
手 形 貸 付	3,640	3,664
証 書 貸 付	354,124	356,034
当 座 貸 越	3,247	3,264
合 計	361,690	363,632

3. 固定金利・変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸 出 金	361,536	364,232
固定金利	120,195	114,834
変動金利	241,341	249,398

4. 貸出金使途別残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	237,097	66.0	238,677	65.5
運 転 資 金	124,439	34.0	125,555	34.5
合 計	361,536	100.0	364,232	100.0

5. 住宅ローン・消費者ローンの貸出金残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
住 宅 ロ ー ン	70,399	71,393
消 費 者 ロ ー ン	14,374	14,131

(注) 消費者ローンには、カードローンが含まれます。

6. 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
当 金 庫 預 金 積 金	3,070	2,952
有 価 証 券	105	101
動 産	—	—
不 動 産	109,971	107,568
そ の 他	—	—
小 計	113,147	110,622
信 用 保 証 協 会 等	102,107	97,926
保 証	60,614	63,522
信 用	85,668	92,160
合 計	361,536	364,232

7. 貸出金業種別内訳

(単位：先、残高 百万円、構成比 %)

業種区分	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	393	9,696	2.7	375	8,723	2.4
農 業、林 業	3	32	0.0	3	72	0.0
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,201	27,188	7.5	1,196	24,127	6.6
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	51	714	0.2	55	710	0.2
運輸業、郵便業	168	4,971	1.4	168	4,881	1.3
卸売業、小売業	869	20,798	5.8	849	19,405	5.3
金融業、保険業	15	4,901	1.4	13	5,917	1.6
不動産業	1,334	127,897	35.4	1,353	130,828	36.0
物品賃貸業	13	912	0.2	15	824	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	83	1,497	0.4	84	1,397	0.4
宿泊業	8	238	0.1	8	219	0.1
飲食業	441	7,732	2.1	427	8,059	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	259	5,106	1.4	247	4,780	1.3
教育、学習支援業	43	1,330	0.4	42	954	0.3
医療、福祉	139	2,511	0.7	138	2,315	0.6
その他のサービス	569	12,429	3.4	581	12,189	3.4
小 計	5,589	227,960	63.1	5,554	225,408	61.9
国・地方公共団体等	10	31,897	8.8	10	35,250	9.7
個 人	12,243	101,678	28.1	11,857	103,573	28.4
合 計	17,842	361,536	100.0	17,421	364,232	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

8. 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
当 金 庫 預 金 積 金	6	8
不 動 産	38	34
小 計	44	42
信 用 保 証 協 会・信 用 保 険	0	0
保 証	—	—
信 用	5	0
合 計	50	43

9. 貸倒引当金

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	591	△ 65	288	△ 303
個 別 貸 倒 引 当 金	1,442	△ 90	1,375	△ 67
合 計	2,033	△ 156	1,663	△ 370

10. 貸出金償却

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	24,082	6,254

企業版ふるさと納税 贈呈式



野田市 (令和6年2月27日)

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,752	1,553
危険債権	7,510	7,212
要管理債権	2,337	2,348
三月以上延滞債権	19	1
貸出条件緩和債権	2,318	2,347
小計 (A)	11,600	11,113
保 全 額 (B)	10,701	10,222
個別貸倒引当金 (C)	1,442	1,374
一般貸倒引当金 (D)	85	80
担保・保証等 (E)	9,173	8,767
保全率 (B) / (A) (%)	92.25	91.98
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	62.97	62.01
正常債権 (F)	350,391	353,643
総与信残高 (A) + (F)	361,991	364,757

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

企業版ふるさと納税 贈呈式



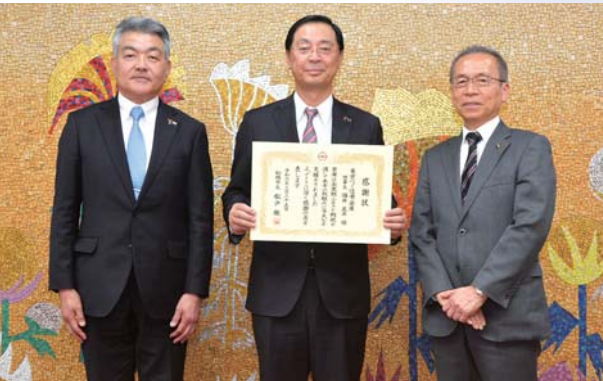
我孫子市 (令和6年3月4日)



松戸市 (令和6年3月8日)



流山市 (令和6年3月15日)



船橋市 (令和6年3月25日)

有価証券に関する指標

1. 商品有価証券平均残高
該当ありません。

2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和4年度 (単位:百万円)								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	3,936	12,346	—	16,283
地 方 債	2,409	3,532	—	—	404	—	—	6,347
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	5,067	8,980	9,473	6,469	3,187	807	—	33,985
株 式	—	—	—	—	—	—	3,429	3,429
外 国 証 券	—	520	—	—	827	—	—	1,347
その他の証券	1	—	8	5	—	—	791	805

令和5年度 (単位:百万円)								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	434	3,419	5,875	—	9,729
地 方 債	1,803	1,707	—	—	4,304	—	—	7,815
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	17,915	17,879	14,951	5,915	1,910	782	—	59,354
株 式	—	—	—	—	—	—	4,032	4,032
外 国 証 券	—	518	100	279	555	—	—	1,453
その他の証券	0	—	12	—	0	—	1,295	1,308

3. 有価証券の種類別の平均残高 (単位:百万円)		
区 分	令和4年度	令和5年度
国 債	20,385	15,180
地 方 債	6,693	7,162
短 期 社 債	—	633
社 債	30,872	52,636
株 式	3,128	2,597
外 国 証 券	1,321	1,478
そ の 他 の 証 券	1,012	1,050
合 計	63,414	80,739

4. 有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券
該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券 (単位:百万円)							
	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	322	323	0	423	423	0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	小 計	322	323	0	423	423	0
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	900	899	△0	19,417	19,392	△24
合 計	そ の 他	—	—	—	100	98	△1
	小 計	900	899	△0	19,517	19,491	△25
		1,222	1,222	△0	19,940	19,915	△24

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当ありません。

(4) その他有価証券 (単位:百万円)							
	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	2,609	2,137	472	3,842	2,325	1,517
	債 券	15,096	14,680	416	11,531	11,301	229
	国 債	4,196	3,844	352	2,400	2,204	195
	地 方 債	6,347	6,299	47	6,024	6,000	24
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,553	4,536	16	3,106	3,097	9
	そ の 他	683	561	121	1,307	1,136	171
	小 計	18,390	17,380	1,010	16,681	14,762	1,918
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	790	901	△111	160	164	△3
	債 券	40,296	41,707	△1,411	45,528	47,013	△1,484
	国 債	12,086	13,108	△1,022	7,329	8,294	△965
	地 方 債	—	—	—	1,791	1,800	△8
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	28,209	28,598	△388	36,408	36,918	△510
	そ の 他	1,454	1,588	△133	1,340	1,460	△119
	小 計	42,542	44,198	△1,655	47,030	48,639	△1,608
合 計		60,932	61,578	△645	63,711	63,401	309

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(5) 市場価格のない株式等及び組合出資金 (単位:百万円)		
	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	28	28
組 合 出 資 金	14	13
合 計	43	42

5. 金銭の信託
該当ありません。

6. 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引
デリバティブ取引、オプション取引、オフ・バランス取引、先物取引等の取扱いはありません。

金庫の子会社等に関する事項

該当ありません。



当金庫はラグビーチーム「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」を応援しています。

自己資本の充実の状況等

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,162	27,147
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,556	15,392
うち、利益剰余金の額	10,671	11,839
うち、外部流出予定額(△)	55	53
うち、上記以外に該当するものの額	△ 9	△ 31
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	704	406
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	704	406
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	31	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	26,898	27,553
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	67	72
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	67	72
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	127	147
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	195	219
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	26,702	27,334
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	266,749	276,816
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 732	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	－
うち、上記以外に該当するものの額	692	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	13,011	13,445
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	279,760	290,262
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	9.54%	9.41%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	266,749	10,669	276,816	11,072
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	267,603	10,704	276,553	11,062
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	46,409	1,856	38,985	1,559
法人等向け	40,537	1,621	50,375	2,015
中小企業等向け及び個人向け	47,784	1,911	49,721	1,988
抵当権付住宅ローン	18,754	750	17,832	713
不動産取得等事業向け	79,475	3,179	83,196	3,327
三月以上延滞等	613	24	671	26
取立未済手形	39	1	87	3
信用保証協会等による保証付	3,157	126	3,370	134
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	3,649	145	3,361	134
出資等のエクスポージャー	3,649	145	3,361	134
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外	27,130	1,085	28,900	1,156
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	4,810	192	2,433	97
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,657	106	4,539	181
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	892	35	837	33
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外のエクスポージャー	18,768	750	21,090	843
② 証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
STC要件適用分	－	－	－	－
非STC要件適用分	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	75	3	263	10
ルック・スルー方式	75	3	263	10
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式(250%)	－	－	－	－
蓋然性方式(400%)	－	－	－	－
フォールバック方式(1250%)	－	－	－	－
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	495	19		
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	－	－
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	－	－	－	－
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,011	520	13,445	537
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	279,760	11,190	290,262	11,610

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別・業種別・残存期間別							(単位:百万円)		
地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー		
		貸出金、コミットメント 及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券					
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国 内		667,688	654,217	362,786	365,879	57,663	78,227	1,284	1,577
国 外		1,399	1,502	—	—	1,399	1,502	—	—
地 域 別 合 計		669,088	655,719	362,786	365,879	59,062	79,729	1,284	1,577
製 造 業		23,233	33,470	10,230	9,191	11,291	23,100	12	0
農 業 、 林 業		100	136	100	136	—	—	—	—
漁 業		100	200	—	—	100	200	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		31,160	28,077	30,761	27,379	398	698	29	135
電気・ガス・熱供給・水道業		192	2,077	—	—	100	1,985	—	—
情 報 通 信 業		3,499	3,681	778	745	2,498	2,701	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		8,171	9,313	5,222	5,140	2,897	4,061	40	39
卸 売 業 、 小 売 業		24,798	25,090	21,850	20,489	2,601	4,204	55	98
金 融 業 、 保 険 業		243,895	215,635	4,947	5,982	9,604	16,787	—	0
不 動 産 業		134,720	139,538	133,011	135,864	1,130	2,829	752	756
物 品 賃 貸 業		3,937	3,850	912	824	2,639	2,640	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,652	1,543	1,652	1,543	—	—	—	0
宿 泊 業		239	219	239	219	—	—	—	—
飲 食 業		8,697	8,938	8,697	8,938	—	—	124	124
生活関連サービス業、娯楽業		6,430	5,964	6,428	5,961	—	—	2	7
教 育 、 学 習 支 援 業		1,386	1,009	1,386	1,009	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		3,051	2,828	3,021	2,803	30	25	—	—
その他のサービス		14,626	14,332	13,599	13,336	800	950	160	278
国・地方公共団体等		56,998	54,890	31,903	35,272	24,969	19,543	—	—
個 人		88,006	91,023	88,006	91,023	—	—	106	137
そ の 他		14,188	13,895	33	14	—	—	—	—
業 種 別 合 計		669,088	655,719	362,786	365,879	59,062	79,729	1,284	1,577
1 年 以 下		182,167	111,681	19,325	20,634	7,525	19,796		
1 年 超 3 年 以 下		70,945	80,079	17,588	18,056	12,971	20,138		
3 年 超 5 年 以 下		40,513	49,365	29,980	27,210	9,532	15,155		
5 年 超 7 年 以 下		34,783	54,151	28,197	43,381	6,585	6,770		
7 年 超 1 0 年 以 下		69,423	67,876	60,121	44,198	8,302	10,178		
1 0 年 超		240,048	257,075	206,904	211,783	14,144	7,691		
期間の定めのないもの		31,206	35,489	669	615	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		669,088	655,719	362,786	365,879	59,062	79,729		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. デリバティブ取引はありません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	656	591	—	656	591
	令和5年度	591	288	—	591	288
個別貸倒引当金	令和4年度	1,533	1,442	1	1,532	1,442
	令和5年度	1,442	1,375	36	1,406	1,375
合計	令和4年度	2,190	2,033	1	2,188	2,033
	令和5年度	2,033	1,663	36	1,997	1,663

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	1	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	356	340	340	322	1	—	354	340	340	322	0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	3	2	2	2	—	—	3	2	2	2	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	2	2	2	1	—	—	2	2	2	1	1	0
卸 売 業 ・ 小 売 業	39	79	79	25	—	36	39	43	79	25	17	4
金 融 業 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	461	435	435	414	—	—	461	435	435	414	—	0
物 品 賃 貸 業	46	40	40	37	—	—	46	40	40	37	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	8	6	6	6	—	—	8	6	6	6	1	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—
教 育 ・ 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	550	478	478	523	—	—	550	478	478	523	1	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	64	53	53	42	—	—	64	53	53	42	—	—
合 計	1,533	1,442	1,442	1,375	1	36	1,532	1,406	1,442	1,375	24	6

(注) 1. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	67,092	—	68,580
10%	—	100	—	100
20%	248,484	10,787	215,315	14,460
35%	—	57,364	—	54,660
40%	100	—	200	—
50%	18,568	4,504	37,612	1,251
70%	601	—	601	—
75%	—	114,687	—	110,008
100%	3,102	141,256	4,504	146,004
150%	—	156	—	417
250%	—	2,281	—	2,002
合計	270,857	398,231	258,234	397,485

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項 (信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー) (単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,699	3,334	32,918	34,790	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式	3,400	3,400	4,003	4,003
非上場株式	28	28	28	28
その他	3,144	3,144	4,216	4,216
合 計	6,574	6,574	8,248	8,248

(注)「その他」には、不動産投資信託、優先出資、投資事業組合への出資等が含まれております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	138	286
売却損	49	55
償 却	－	－

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	387	1,521

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	－	－

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	84	278
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	12,243	9,215	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	1,579	1,916
3	スティープ化	10,006	7,855		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	12,243	9,215	1,579	1,916
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	27,334		26,702	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

報酬等に関する事項

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	139

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」118百万円、「退職慰労金」20百万円となっております。

なお、令和5年度において「賞与」は支払っていません。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額となっております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項3号及び6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

2. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

開示項目一覧

信用金庫法施行規則第132条等における開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ. 事業の組織	7
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	7
ハ. 会計監査人の名称	34
ニ. 事務所の名称及び所在地	9～10
2. 金庫の主要な事業の内容	11～14
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	3～4
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
経常収益	39
経常利益	39
当期純利益	39
出資総額及び出資総口数	39
純資産額	39
総資産額	39
預金積金残高	39
貸出金残高	39
有価証券残高	39
単体自己資本比率	39
出資に対する配当金	39
職員数	39

ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

主要な業務の状況を示す指標	
業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)、資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	39
資金運用勘定並びに資金調運動定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	40
受取利息及び支払利息の増減	40
総資産経常利益率	40
総資産当期純利益率	40
預金に関する指標	
流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	41
固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	41
貸出金等に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	42
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	42
担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	42
使途別の貸出金残高	42
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	43
預貸率の期末値及び期中平均値	40
有価証券に関する指標	
商品有価証券の種類別の平均残高	45
有価証券の種類別の残存期間別の残高	45
有価証券の種類別の平均残高	45
預証率の期末値及び期中平均値	40

4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の態勢	25～28
ロ. 法令遵守の体制	29
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	17～18
ニ. 金融ADR制度への対応	29
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	33～38
ロ. 金庫の有する債権のうちに掲げるものの額及び	
(1) から(4)までに掲げるものの合計額	44
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	44
(2) 危険債権	44
(3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	44
(4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	44
(5) 正常債権	44
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	47～51
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
有価証券	45～46
金銭の信託	46
第102条第1項第5号に掲げる取引	46
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
ヘ. 貸出金償却の額	43
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	34
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	52



ラグビーチーム「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」の冠試合を開催し、職員による清掃活動を実施したほか、江戸川区長に「子どもの食への活動資金」の寄附金を贈呈しました。(令和6年4月27日)